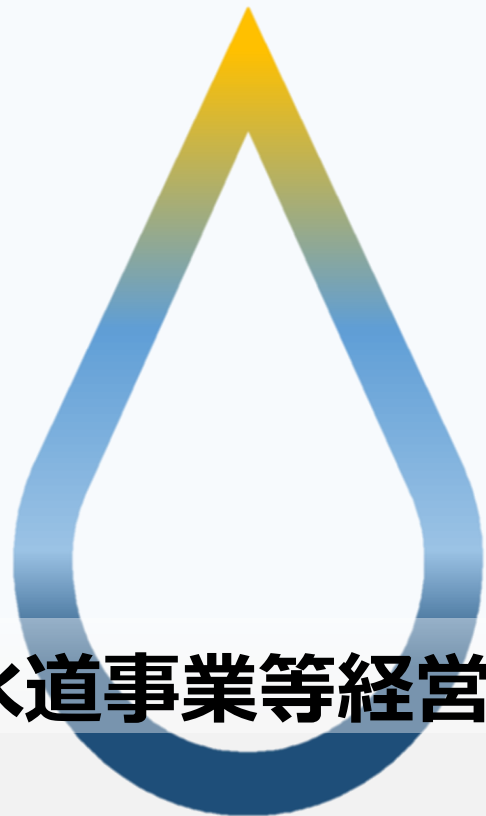


策定：平成31年3月

改定：令和6年3月



# 太田市下水道事業等経営戦略



# もくじ

第1章	はじめに	
1	経営戦略の策定と改定の趣旨	3
2	計画期間	5
第2章	策定時における課題と取組状況及び評価	
1	課題の整理	6
2	取組状況	9
	(1) 施設利用率の低迷	11
	(2) 施設の老朽化	13
	(3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性	17
	(4) 維持管理費の増加	25
3	取組の評価	27
第3章	下水道事業等の現状	
1	事業の現況	29
2	経営比較分析表を活用した現状分析	33
3	有収水量の現状	37
第4章	経営の基本方針	
1	基本方針	38
2	取組方針	39



# もくじ

第5章	事業の課題と新たな目標及び取組	
■課題の整理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
■目標の設定	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
■目標に対する取組	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第6章	投資・財政計画	
■投資についての説明		
1：投資の方針	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2：投資計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
■収支についての説明		
1：有収水量の見込	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
2：財政計画を立てる上での費用の考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
3：財政計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第7章	目標を達成するための具体的な取組	
1：収入増加のための具体的な取組及び実施時期	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
2：支出削減のための具体的な取組及び実施時期	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第8章	財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
1：今後の投資についての考え方・検討状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
2：今後の財源についての考え方・検討状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
3：投資以外の経費についての考え方・検討状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
第9章	経費回収率の向上に向けたロードマップの策定	67
第10章	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	69
【投資・財政計画】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
汚水処理事業の概要と計画	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81





# 第1章 はじめに

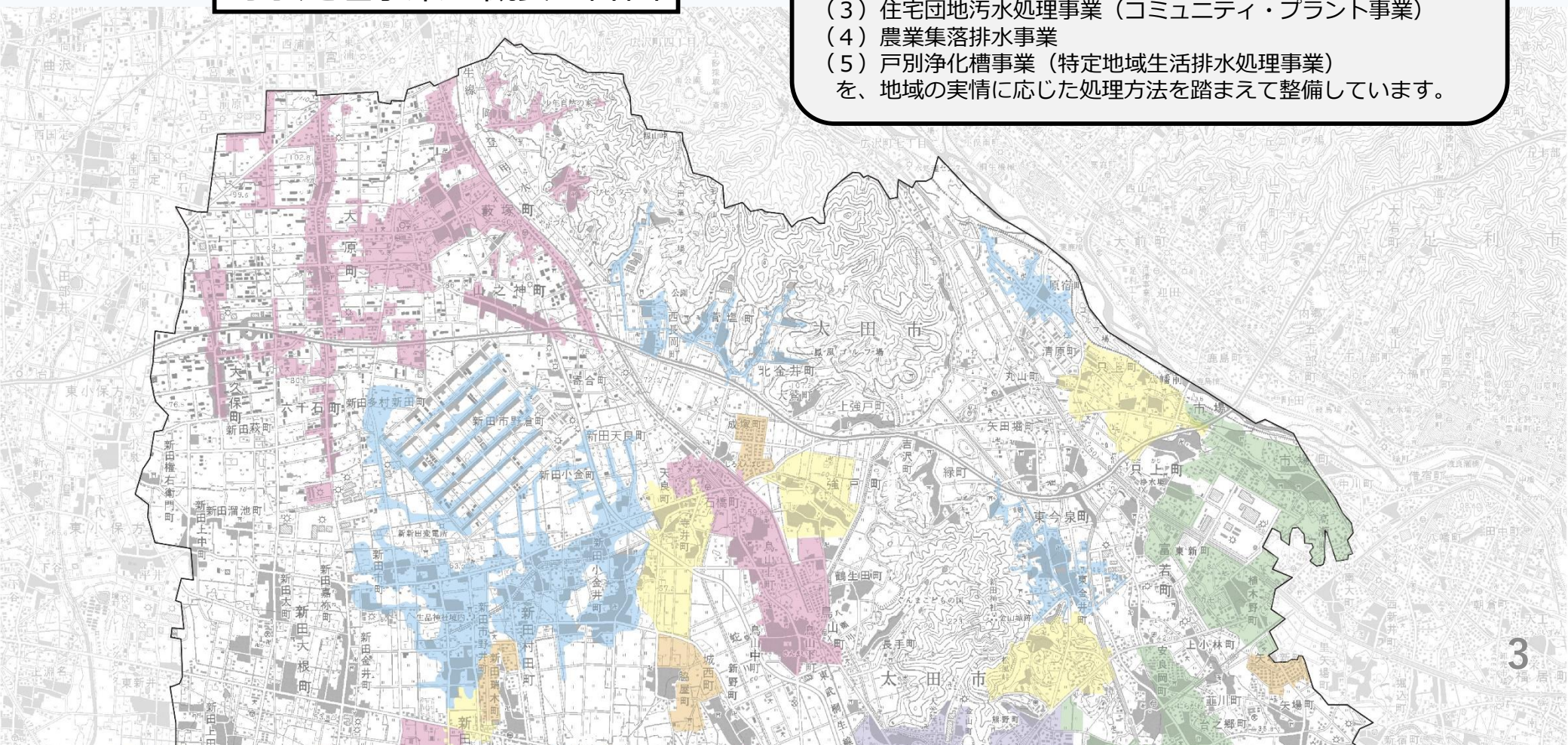
## 1：経営戦略の策定と改定の趣旨

### 汚水処理事業の概要と計画

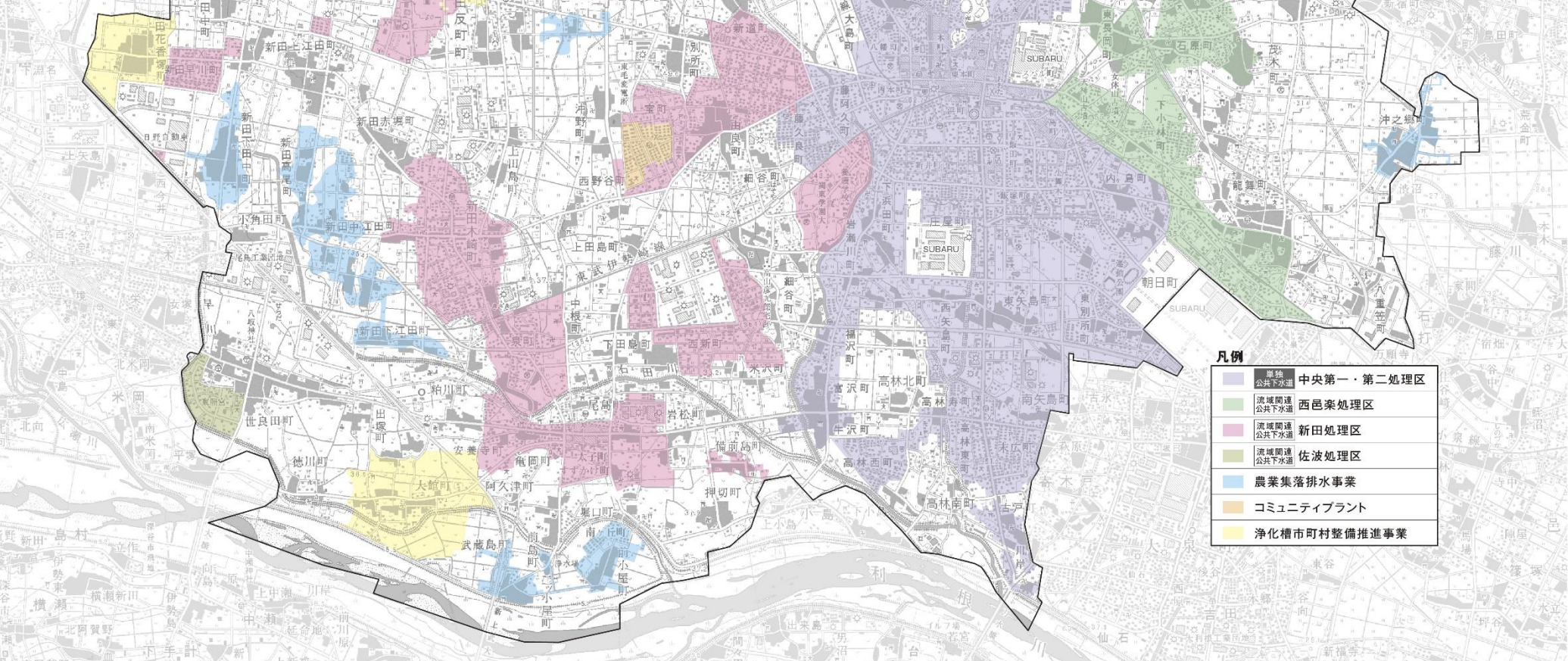
本市の下水道事業等は、「市民の生活環境の向上」と「公共用水域の水質保全」を図るため、

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 住宅団地汚水処理事業（コミュニティ・プラント事業）
- (4) 農業集落排水事業
- (5) 戸別浄化槽事業（特定地域生活排水処理事業）

を、地域の実情に応じた処理方法を踏まえて整備しています。







凡例

紫	単独公共下水道	中央第一・第二処理区
緑	流域関連公共下水道	西邑条処理区
ピンク	流域関連公共下水道	新田処理区
黄緑	流域関連公共下水道	佐波処理区
青	農業集落排水事業	
オレンジ	コミュニティプラント	
黄	浄化槽市町村整備推進事業	

本市の将来像の実現に向けて

- ・太田市汚水処理構想基本計画（平成26年9月策定）
- ・太田市人口ビジョン・総合戦略（平成28年1月策定）
- ・第2次太田市総合計画（平成29年3月策定）
- ・群馬県汚水処理計画（令和5年3月策定）
- ・太田市アクションプラン（令和5年3月策定）

と整合性を図り、今後取組むべき方針を設定します。

人口減少に伴う使用料収入の減少や施設老朽化に伴う更新投資の増大等により、下水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあるため、経営の健全化を基本とした、**安定的・効率的な下水道サービスの提供を基本方針として、中長期的な基本計画である経営戦略を平成30年度に策定しました。**

策定後5年を経過する中で、その**取組状況の評価を行い、新たな見通しを明らかにするため、『「経営戦略」の改定推進について』（令和4年1月25日付け総務省通知）**に基づき、改定を行うものです。



# 第1章 はじめに

## 2：計画期間

本経営戦略の計画期間は、下水道施設等の耐用年数が長期に渡ることや、今後、施設の老朽化が加速し、その管理に長期的な視点が必要であるため、10年間としており、平成30年度策定の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間でした。

今回の改定では、経費回収率向上に向けたロードマップを策定し、経営健全化に関する業績指標を設定し、実現するため、令和6年度から令和15年度までの10年間で新たな計画期間とします。

H30策定	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10							
R5改定	課題への取組状況と評価					R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		

新たな課題の整理・経営健全化に関する業績指標の設定  
 経費回収率向上に向けたロードマップの策定





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 1：課題の整理

平成30年度策定の太田市下水道事業等経営戦略では、下水道事業等が抱える課題として、以下のとおり整理しています。





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 1：課題の整理

#### 下水道等処理施設についての課題



(1) 施設利用率の**低迷**

(2) 施設の**老朽化**

#### ■ 下水道等処理施設一覧

		施設名	供用開始	経過年数	処理能力
公共 特環	①	太田市中央第一浄化センター	1972年12月	46年	19,400m <sup>3</sup> /日
	②	太田市中央第二浄化センター	1991年 6月	27年	22,000m <sup>3</sup> /日
	③	西邑楽水質浄化センター	2000年 4月	18年	18,400m <sup>3</sup> /日
	④	利根備前島水質浄化センター	2006年 7月	12年	14,020m <sup>3</sup> /日
	⑤	平塚水質浄化センター	2008年 9月	10年	691m <sup>3</sup> /日
団地	①	宝町団地コミュニティ・プラント	1975年 4月	43年	3,200m <sup>3</sup> /日
	②	いずみ団地コミュニティ・プラント	1979年 9月	39年	2,000m <sup>3</sup> /日
	③	矢場新町団地コミュニティ・プラント	1982年 4月	36年	1,300m <sup>3</sup> /日
	④	成塚団地コミュニティ・プラント	1988年 3月	30年	1,750m <sup>3</sup> /日
	⑤	やすらぎ団地コミュニティ・プラント	1993年 4月	25年	142m <sup>3</sup> /日
	⑥	いくしな団地コミュニティ・プラント	1993年 3月	25年	1,128m <sup>3</sup> /日
	⑦	パルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	2002年10月	16年	1,691m <sup>3</sup> /日
農集	①	下田中集落排水処理施設	1991年10月	27年	216m <sup>3</sup> /日
	②	中江田北集落排水処理施設	1993年 8月	25年	330m <sup>3</sup> /日
	③	太田東集落排水処理施設	1993年10月	25年	219m <sup>3</sup> /日
	④	市野井・市集落排水処理施設	1995年10月	23年	538m <sup>3</sup> /日
	⑤	毛里田北集落排水処理施設	1996年11月	22年	295m <sup>3</sup> /日
	⑥	中江田南集落排水処理施設	1996年10月	22年	260m <sup>3</sup> /日
	⑦	市野倉集落排水処理施設	1997年10月	21年	295m <sup>3</sup> /日
	⑧	強戸北集落排水処理施設	2001年 3月	17年	384m <sup>3</sup> /日
	⑨	般若集落排水処理施設	2002年10月	16年	127m <sup>3</sup> /日
	⑩	村田・小金井集落排水処理施設	2004年10月	14年	1,002m <sup>3</sup> /日
	⑪	金山東集落排水処理施設	2006年 4月	12年	711m <sup>3</sup> /日
	⑫	前小屋集落排水処理施設	2011年 4月	7年	424m <sup>3</sup> /日

施設利用率61.56%

施設利用率**34.90%**

施設利用率が低いため、施設の統廃合を検討する必要があります。

施設利用率62.07%

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合

施設の利用状況や適正規模を表す指標となります。

施設の経過年数が**40年**を超えるものが出てきています。





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

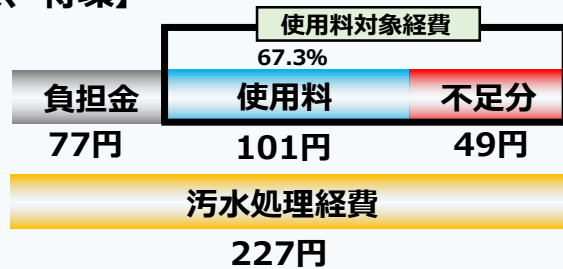
### 1：課題の整理

### 汚水処理経費についての課題

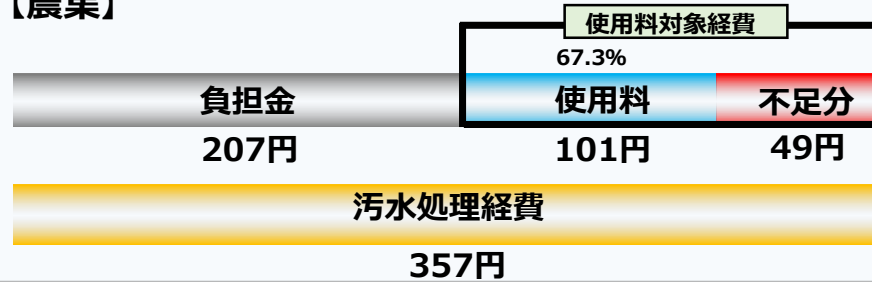
- (3) 経費回収率の**低迷**、**税負担の公平性**
- (4) 維持管理費の**増加**

■ 汚水処理経費における負担内訳（平成29年度決算統計）

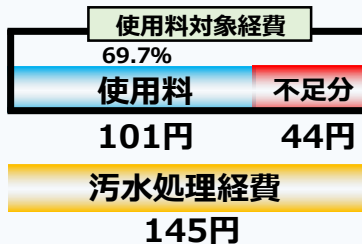
#### 【公共、特環】



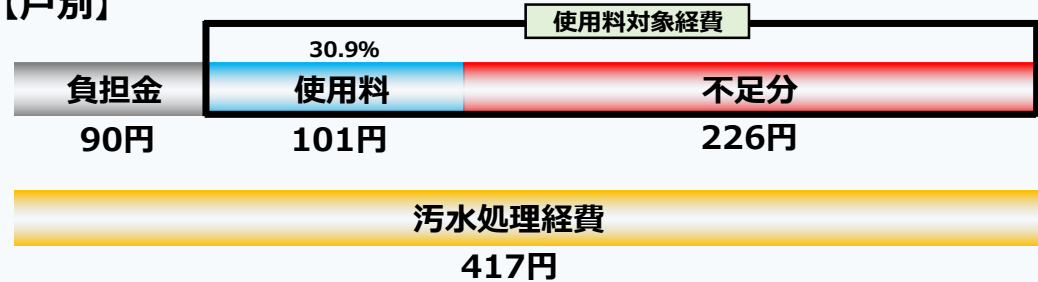
#### 【農集】



#### 【団地】



#### 【戸別】



**汚水処理経費** は、1㎡あたりの汚水をきれいにするためにかかっている費用です。 **負担金** は、一般会計からの総務省の基準に基づく負担金です。

**汚水処理経費** から **負担金** を引いたものが**使用料対象経費**（汚水処理原価：下水道等利用者が負担すべき費用）となります。

下水道を利用している方からの **使用料** を差し引いた **不足分** は、一般会計からの繰入金（補助金）でまかっています。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料}}{\text{使用料対象経費}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、使用料でどの程度賄えているかを表した指標となります。

この一般会計からの繰入（補助金）を続けていくことは、**受益者負担の原則**からも望ましくありません。

※一般会計繰入金（補助金）とは、総務省の基準に基づかない（本来は認められない）繰入金です。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

平成30年度策定の経営戦略で取り上げられた課題について、下記のとおり取組を行うこととなっていましたので、その取組状況を確認していきます。

### 下水道等処理施設についての課題

#### (1) 施設利用率の低迷

##### ①投資の合理化【公共・特環】

→ ア：未普及地域の整備

##### ②処理施設の統廃合【公共・団地】

→ ア：住宅団地汚水処理施設の公共下水道処理施設への接続

##### ③市町村設置型合併処理浄化槽事業の見直し【戸別】

→ ア：新規設置事業の中止

→ 新規地区の追加をしない

→ 建設改良費の計上をしない

→ イ：段階的な使用者への譲渡

#### (2) 施設の老朽化

##### ①計画的な改築更新

ア：管渠【公共・特環・農集】

→ スtockマネジメント計画に基づく予防保全型の改築更新

イ：処理場【公共・農集】

→ 目標耐用年数での改築更新

##### ②防災・安全対策への取組【公共・特環】

→ スtockマネジメント計画に基づく施設の延命化

→ 総合地震対策計画に基づく耐震化





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

平成30年度策定の経営戦略で取り上げられた課題について、下記のとおり取組を行うこととなっていましたので、その取組状況を確認していきます。

### 汚水処理経費についての課題

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

##### ①財源の適正化

- ア：水洗化率（接続率）の向上【公共・特環・農集】
- イ：使用料の適正化【公共・特環・団地・農集・戸別】
- ウ：資本費平準化債の活用【公共・特環・団地・農集・戸別】

#### (4) 維持管理費の増加

##### ①維持管理費の総合的な見直し

- 合理的かつ効率的な施設管理のための経費の再検討を行い、維持管理費の総合的な見直しを図ります。
- 【公共・特環・団地・農集】



# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (1) 施設利用率の低迷

#### ① 投資の合理化

#### ア：未普及地域の整備

污水管渠の未普及地域について、10年程度を目途に群馬県污水处理計画における污水处理の概成を目指し、本経営戦略での1年当たりの整備面積を26.00haとして、計画期間終了までに污水管渠の整備済面積について、整備率を90.2%とすることを目指していました。

### ■事業計画（認可）面積と整備済面積

	事業計画 (認可) 面積	H29末 整備済	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R10末
計画 (ha)	2,645.9	2,028.16	18.43	32.5	60.5	64.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0	2,385.59
	整備率(%)	<b>76.7</b>	77.3	78.6	80.9	83.3	<b>84.3</b>	85.2	86.2	87.2	88.2	89.2	90.2	90.2
実績 (ha)	2,645.9	2,028.16	35.34	27.42	16.14	14.90	22.66							
	整備率(%)	<b>76.7</b>	78.0	79.0	79.6	80.2	<b>81.1</b>							

事業計画（認可）面積は令和5年3月28日に2,645.9haへ変更となっているため、分母はその数値とします。

新たな目標を設定し、それを達成するための  
污水管渠の整備に取り組む

住宅団地污水处理施設の公共下水道事業への接続年度が計画よりも遅れているため、整備済面積が増えていないため、整備率が目標よりも低い状況です。





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (1) 施設利用率の低迷

##### ② 処理施設の統廃合

##### ア：住宅団地汚水処理施設の公共下水道処理施設への接続

平成26年度に策定した太田市汚水処理構想基本計画において公共下水道処理施設への接続が有利とされ、老朽化及び人口密度の高い市街化区域の処理を優先的に接続することを前提として処理施設の統廃合に取組みました。

#### ■ 住宅団地汚水処理施設の公共下水道処理施設への接続状況一覧

コミュニティ・プラント 施設名称	接続先	接続年度 (計画)	接続年度 (実績)
やすらぎ団地	新田処理区	令和元年度	令和元年度
いずみ団地	新田処理区	令和2年度	令和4年度
宝町団地	新田処理区	令和3年度	取組中

やすらぎ団地、いずみ団地を公共下水道へ統合

今後は、接続後の汚水処理状況を勘案し、順次、宝町団地の接続に取組みます。

##### ③ 市町村設置型合併処理浄化槽事業の見直し

##### ア：新規設置事業の中止

##### イ：段階的な使用者への譲渡

汚水処理原価が他事業と比較して高額となっていることから、事業の見直しに向けた取組を行いました。

#### ■ 市町村設置型合併処理浄化槽事業の取組状況一覧

経営戦略の計画	実績
新規地区追加はしません	実行済
令和2年度以降建設改良費は計上しない	実行済
令和4年度以降、段階的に使用者に譲渡	取組中



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (2) 施設の老朽化

①計画的な改築更新

ア：管渠

■管渠更生工事及びマンホール蓋の更新

①標準耐用年数50年で改築、②目標耐用年数75年（耐用年数の1.5倍）で改築、③健全度の低下した路線（劣化予測式から想定）のみを改築した場合の改築事業費を比較した結果、③を採用し、予防保全型の改築更新に取組みました。

■管渠更生工事及びマンホール蓋更新工事状況			ストックマネジメント事業						(単位：千円)
			長寿命化事業						
			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
管渠 更生	事業費	実績	127,347	—	33,550	77,253	208,000	13,000	331,803
		計画	210.0m	—	387.96m	711.27m	1,290.76m	1449.11m	3,839.1m
	事業量	実績	210.0m	—	487.35m	495.42m	1,502.93m	100.0m	2,585.7m
蓋	事業費	実績	11,264	—	166,331	37,356	70,000	58,000	331,687
		計画	38箇所	—	331箇所	334箇所	333箇所	337箇所	1,335箇所
	事業量	実績	38箇所	—	595箇所	128箇所	300箇所	211箇所	1,234箇所

管渠の更生工事は3,839.1mのうち2,585.7mを行い（管渠改築率67.4%）、残りは次期ストックマネジメントで更新計画を策定していきます。

マンホール蓋の更新工事は1,335箇所のうち1,234箇所を行い、残りの101箇所については通常の修繕で対応し、計画どおり行いました（蓋更新率100%）



# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (2) 施設の老朽化

#### ① 計画的な改築更新 イ：処理場

#### ■ 公共下水道処理施設改築更新事業

処理場については、土木・建築と機械・電気の耐用年数が異なるため、①標準耐用年数で改築、②目標耐用年数で改築した場合の改築事業費の比較を行った結果、②**目標耐用年数で改築する事業費を採用**しています。【公共・農集】

公共下水道処理施設では、ストックマネジメント事業において施設の現状を把握・点検した上で優先度の高いものから計画的に改築に取り組みました。

#### ■ 公共下水道処理施設改築更新工事状況

			ストックマネジメント事業 (単位：千円)					
			長寿命化事業					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6
中央第一浄化センター	ポンプ設備	計画	-	-	27,000	65,000	-	-
		実績	-	-	23,600	101,300	-	-
	電気設備	計画	-	-	3,000	8,000	-	-
		実績	-	-	-	-	54,800	8,800
	建設更新	計画	-	-	-	45,000	-	-
		実績	-	-	-	0	0	0
飯塚町ポンプ場		計画	-	-	16,000	36,000	-	-
		実績	-	-	-	-	16,000	36,000
古戸町ポンプ場		計画	-	-	-	5,000	-	-
		実績	-	-	-	-	5,000	-
中央第二浄化センター 各種設備更新工事		計画	205,320	262,220	-	272,000	497,000	255,000
		実績	205,320	262,220	-	0	0	0

■ 中央第一浄化センター及びポンプ場の設備更新を優先的に行いました。  
(改築率78.0%)

■ 中央第二浄化センターの各種設備更新工事は残計画として次期ストックマネジメントで更新計画を策定します。  
(改築率20.4%)





# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (2) 施設の老朽化

#### ① 計画的な改築更新

#### イ：処理場

#### ■ 農業集落排水処理施設更新事業

処理場については、土木・建築と機械・電気の耐用年数が異なるため、①標準耐用年数で改築、②目標耐用年数で改築した場合の改築事業費の比較を行った結果、②**目標耐用年数で改築する事業費**を採用しております。【公共・農集】

#### ■ 農業集落排水処理施設更新状況

R6.3末

	施設名称	処理能力	供用開始	経過年数
①	下田中集落排水処理施設	216m <sup>3</sup> /日	1991年10月	32年
②	中江田北集落排水処理施設	330m <sup>3</sup> /日	1993年 8月	30年
③	太田東集落排水処理施設	219m <sup>3</sup> /日	1993年10月	30年
④	市野井・市集落排水処理施設	538m <sup>3</sup> /日	1995年10月	28年
⑤	毛里田北集落排水処理施設	295m <sup>3</sup> /日	1996年11月	27年
⑥	中江田南集落排水処理施設	260m <sup>3</sup> /日	1996年10月	27年
⑦	市野倉集落排水処理施設	295m <sup>3</sup> /日	1997年10月	26年
⑧	強戸北集落排水処理施設	384m <sup>3</sup> /日	2001年 3月	22年
⑨	般若集落排水処理施設	127m <sup>3</sup> /日	2002年10月	21年
⑩	村田・小金井集落排水処理施設	1,002m <sup>3</sup> /日	2004年10月	19年
⑪	金山東集落排水処理施設	711m <sup>3</sup> /日	2006年 4月	17年
⑫	前小屋集落排水処理施設	424m <sup>3</sup> /日	2011年 4月	12年

H17 } 施設設備の更新工事をしました。  
H23 }  
H22 }  
➡ R4→5 繰越事業 施設設備の更新工事をしました。  
➡ R9に施設設備の更新工事を予定しています。  
} 順次計画的に設備の更新工事を実施していきます。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (2) 施設の老朽化

#### ②防災・安全対策への取組

#### ■総合地震対策事業

管渠・処理場について、耐震基準を満たしていないものは、総合地震対策事業として、耐震化工事等に取り組みました。

#### ■総合地震対策事業の取組状況

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
管渠	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンホール浮上防止工事 6,886千円</li> <li>ボックスカルバート耐震化工事 94,050千円</li> <li>マンホール耐震化工事 44,231千円</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生工事 81,543千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生工事 40,205千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生工事 55,858千円</li> <li>管口継手耐震化工事 22,000千円</li> </ul>	—
処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂池ポンプ棟耐震補強工事 43,000千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂池ポンプ棟耐震補強工事 41,200千円</li> </ul>	—	—	—	—

管渠の総合地震対策事業は令和6年度で終了する予定で、耐震基準を満たさない管渠はなくなります（管渠耐震化率100%）。引き続き老朽化に伴う耐震性能の低下については、ストックマネジメント事業の更生工事にて対応する予定です。

処理場につきましては、耐震化率は中央第一浄化センターが42.1%、中央第二浄化センターが38.9%のため、引き続き総合地震対策事業計画に基づく耐震化工事を予定しております。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

##### ①財源の適正化

##### ア：水洗化率（接続率）の向上

水洗化率（接続率）とは、公共下水道、住宅団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設、戸別浄化槽を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が接続をしているかを示したものです。

$$\text{水洗化率（接続率）} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

#### ■水洗化率（接続率）の推移

令和10年度末の水洗化率（接続率）について、公共81.5%、特環80.7%、農集80.2%とすることにより、公共、特環、団地、農集、戸別5事業合計の水洗化率を82.4%とすることを目標としておりました。

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
計画(%)	79.5	79.8	79.7	79.5	79.8	80.3	80.8	81.3	81.9	82.4
実績(%)	78.8	78.6	78.7	78.6						

経費回収率向上に向けたロードマップ策定において新たな目標を設定します。

計画で定めた数値よりも実績は伸び悩んでおります。

#### ■処理区域内人口と接続人口の推移

供用開始に伴って増える処理区域内人口に比べ、接続人口が増えないため、結果的に水洗化率（接続率）は伸び悩んでいます。

接続状況	処理区域内人口	(前年比)	接続人口	(前年比)	水洗化率（接続率）
R 1	135,242人	(+1,809人)	106,562人	(+817人)	78.8%
R 2	136,818人	(+1,576人)	107,494人	(+932人)	78.6%
R 3	138,489人	(+1,671人)	109,044人	(+1,550人)	78.7%
R 4	139,419人	(+930人)	109,577人	(+533人)	78.6%





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

①財源の適正化

ア：水洗化率（接続率）の向上

#### 【水洗化率（接続率）向上に向けた取組】

水洗化率（接続率）の向上にむけて、令和2年度より水洗便所改造補助金を3万円から10万円に増額しました。

#### ■水洗便所改造補助金の支給割合の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
補助金 支給済件数	93件	61件	130件	123件	77件
補助金 支給対象件数	193件	132件	393件	136件	91件
支給割合	48.2%	46.2%	33.1%	90.4%	84.6%
	3万円	3万円	10万円	10万円	10万円

- ・令和3年度より補助金の支給割合が上昇しました。補助金額の変更は**一定の効果があった**と判断できます。

#### 水洗化率（接続率）が向上しない要因

- ・供用開始時は既に使用している合併処理浄化槽を引き続き使用するため接続しない。
- ・高齢の単身世帯等で今後の使用状況と投資額を考慮し接続できない。



# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

①財源の適正化

イ：使用料の適正化

汚水処理経費より一般会計負担金を除いた**使用料対象経費（汚水処理原価）**は**使用料で回収することが原則**とされています。**総務省が示す適正単価150円/m<sup>3</sup>**の水準を目標に、**使用料の適正化**に取り組みました。

#### ■ 使用料適正化の取組状況

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
適正単価 (円/m <sup>3</sup> )	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
計画単価 (円/m <sup>3</sup> )	101	120	120	120	120	120	135	135	135	135	135	150
実績単価 (円/m <sup>3</sup> )	101	101	101	101	101	120						
経費回収率 (%)	67.3	67.3	67.3	67.3	67.3	80.0						

経費回収率向上に向けたロードマップにて策定

令和2年度の改定については、消費税増税等で市民生活への影響を考慮し、見送りをしました。

令和5年度に使用料の改定を行い、新料金の適用は令和6年6月検針分からとしました。

コロナ禍やロシアウクライナ問題等に伴う物価高騰のため、市民周知期間として、1年の経過措置を設けました。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

①財源の適正化

イ：使用料の適正化

使用料の適正化の取組による一般会計繰入金（補助金）の状況は以下のとおりです。

#### ■ 使用料適正化の取組による一般会計繰入金（補助金）の状況

使用料収入の状況		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
合計	計画単価を想定した収入（千円）	1,258,428	1,250,263	1,238,891	1,262,679	
	実績単価による収入（千円）	1,059,177	1,052,304	1,042,732	1,062,755	
使用料計画単価(円/㎡)		120	120	120	120	120
使用料実績単価(円/㎡)		101	101	101	101	120
計画単価との乖離		199,251	197,959	196,159	199,924	



使用料の計画単価と実績単価との差額（乖離）については、**一般会計繰入金（補助金）**で賄いました。

R6より120円とし計画単価と同一としました。



# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

①財源の適正化

イ：使用料の適正化

使用料の適正化にむけて、令和5年度に使用料の改定を行いました。改定内容は以下のとおりとなります。

### ～下水道使用料改定の内容～

#### ◆改定前の使用料

下水道使用料（1ヶ月税抜き）		
用途	有収水量	使用料単価
一般用 従量使用料 1m <sup>3</sup> につき	基本使用料	-
	1m <sup>3</sup> につき	101円

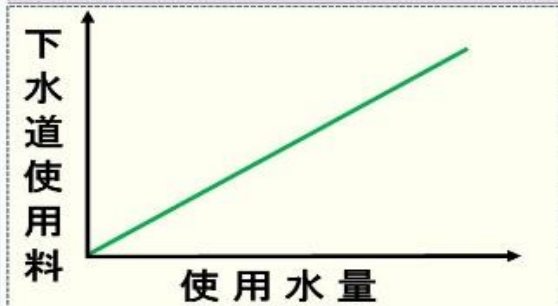


#### ◆改定後の使用料（令和6年6月検針分より）

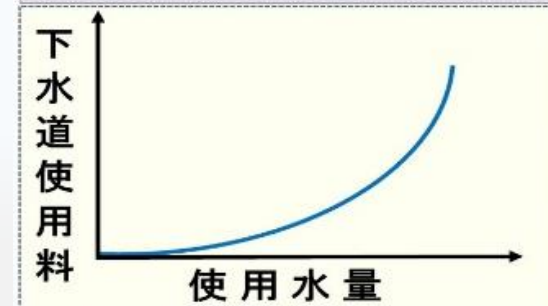
下水道使用料（1ヶ月税抜き）		
用途	有収水量	使用料単価
一般用 従量使用料 1m <sup>3</sup> につき	基本使用料	-
	1～10m <sup>3</sup>	110円
	11～25m <sup>3</sup>	120円
	26～150m <sup>3</sup>	130円
	151～250m <sup>3</sup>	140円
251m <sup>3</sup> ～	150円	

令和5年度に改定し、  
1年の経過措置を設け  
令和6年6月検針分より新料金

#### 旧使用料・均一型



#### 新使用料・逡増型







# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

#### ①財源の適正化

#### ウ：資本費平準化債の活用

下水道整備事業においては、普及地域を拡大している段階では有収水量が少ないため、汚水処理原価が著しく高くなる傾向があります。この汚水処理原価を現在の利用者からすべて徴収しようとする、高い使用料を設定せざるを得なくなり、将来下水道を使用するであろう後年度の利用者から徴収すべき部分も現在の利用者が負担することになります。

そのため、資本費平準化債を活用することによって、その負担を平準化し、世代間負担の公平を図ることができます。もし、この資本費平準化債を活用せず、現在の利用者も負担できなければ、一般会計繰入金（補助金）に頼ることになります。よって、資本費平準化債の借入により、一般会計繰入金（補助金）を削減する効果を見込んでいます。

### 資本費平準化債の仕組み

借入金の返済（5年）と減価償却期間（10年）に差が生じることにより、世代間の利用者負担に偏りが生じるために、その偏りを解消するための企業債となります。

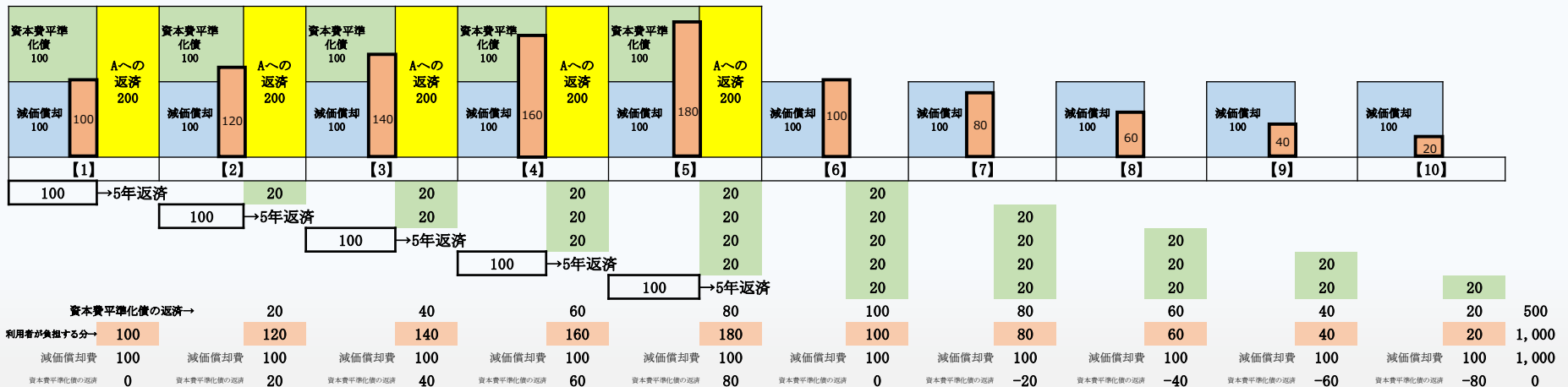
例) 1,000万円の資産（耐用年数10年）を借入金により取得した場合

借入金：1,000万円（A銀行より5年ローン）

減価償却：1,000万円（毎年100万円ずつの減価償却）

資本費平準化債：500万円（B銀行より5年ローン）→【2】～【5】はその時の利用者が減価償却費以上の分を負担し、

【2】～【5】で余分に負担していた分は【6】～【10】の減価償却費と資本費平準化債の元金との差で残っていく。





## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

##### ①財源の適正化

##### ウ：資本費平準化債の活用

#### ■資本費平準化債の借入状況

ほぼ計画どおりの借入を行い、合計で**19億円程度**の**一般会計繰入金（補助金）**の**削減**を行っております。  
引き続き**適正な借入金の運用**を確保しながら、活用を図ります。

(単位：千円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
計画	450,000	390,730	354,203	375,594	384,063	1,954,590
実績	447,000	354,800	320,000	396,100	383,800	1,901,700

#### 下水道事業における資本費平準化債の借入可能額について

資本費平準化債の仕組みはP22のとおりですが、実際の借入にあたっては、下記のとおり借入可能額を算出し、その範囲の金額を借入します。

**資本費平準化債借入可能額 = (借入金の返済 - 資本費平準化債の返済 - 一般会計が負担するべき返済) - 減価償却費相当額等**

資本費平準化債は、現在の利用者では過大である負担を、後年度へ遅らせ、平準化することを目的としております。下水道の整備が進むと、新規整備の設備投資のための借入の必要がなくなります。その結果、設備投資で借りた借入金の返済が減っていく一方、過去に借り続けた資本費平準化債の返済は増加していくため、資本費平準化債借入可能額は徐々に減少していくことが見込まれます。

※令和6年度より地方財政対策において、公営企業の経営安定化支援の一環として、過去に発行した資本費平準化債の返済を借入可能額の対象とするよう拡充が図られましたが、資本費平準化債の返済額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件として上げられており、経費回収率の低迷が続いている現在は、現行のルールでの計画とします。



# 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

## 2：取組状況

### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

#### ①財源の適正化

#### ウ：資本費平準化債の活用

#### ■ 資本費平準化債の借入可能額の見込 【公共下水道事業、農業集落排水事業】

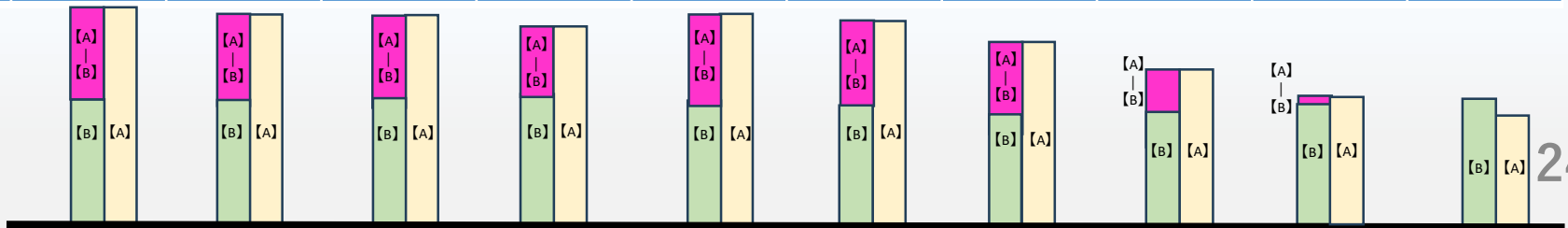
(単位：千円)  
 農業集落排水事業はR12以降は借入限度額が生じないため公共のみ

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
借入金の返済①	1,715,351	1,725,314	1,751,147	1,730,569	1,727,526	1,714,268	1,509,792	1,430,269	1,321,036	1,270,864
資本費平準化債の返済②	8,940	27,500	47,785	85,913	96,256	96,256	79,731	91,679	105,243	116,759
一般会計が負担する返済③	131,456	141,979	147,203	157,444	167,278	168,134	163,468	161,914	160,574	157,494
①－②－③【A】	1,574,955	1,555,835	1,556,159	1,487,212	1,463,992	1,449,878	1,266,593	1,176,676	1,055,219	996,611
減価償却費相当額等【B】	1,127,224	1,130,873	1,133,770	1,138,690	1,138,604	1,144,313	1,033,160	1,043,304	1,054,022	1,072,762
借入可能額【A－B】	447,731	424,962	422,389	348,522	325,388	305,565	233,433	133,372	1,197	▲76,151

↓上記の借入可能額の範囲内で借入をする。

現行のルールでは、令和15年度より、元金よりも減価償却費相当額等が上回るため、借入できなくなります。

借入額	372,500	363,100	390,100	327,000	303,900	274,000	206,600	106,500	0	0
-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---	---







## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (4) 維持管理費の増加

#### ①維持管理費の総合的な見直し

計画期間中の収益的支出の推移について、支出内容ごとに整理をすると以下のとおりとなります。

単位：千円

#### ■収益的支出の推移

		H30	R1	R2	R3	R4	傾向
職員人件費		102,576	81,036	87,137	86,993	81,376	↘
下水道等 処理施設	労務費	280,300	301,169	302,401	302,401	317,440	↗
	光熱水費	152,769	150,476	139,946	153,157	213,135	↗
	汚泥運搬処分費	159,793	153,265	151,636	153,280	162,524	↗
	修繕費	14,772	24,793	15,839	36,725	57,454	↗
管渠	修繕費	59,437	66,419	54,058	24,025	35,191	→
総務費	使用料徴収業務委託料	53,274	51,272	54,508	55,639	57,191	↗
	下水道事業等業務委託料	45,517	45,468	44,873	44,978	45,053	→
	流域下水道負担金	108,652	104,449	110,335	123,533	123,252	↗
利息		484,995	451,292	418,935	389,309	360,576	↘
減価償却費		1,982,002	1,967,478	1,994,956	2,044,372	2,064,065	↗
その他		269,738	417,498	387,457	325,848	337,996	→
合計		3,713,825	3,814,615	3,762,081	3,740,260	3,855,253	

※その他→各種委託料、消耗品費、薬品費等、その他事務費



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 2：取組状況

#### (4) 維持管理費の増加

##### ①維持管理費の総合的な見直し

###### 【維持管理費を抑制するための取組】

維持管理費の抑制を行うため、以下のような業務の見直し等の取組を行いました。

- 令和元年度に組織の見直し（2課の統合）を行い、職員数を25名→21名に減らし、業務の効率化を図りました。
- 下水道等処理施設の維持管理業務について、引き続き民間事業者による包括業務委託を継続し、ICT技術を活用した事業運営のDX化を実施しました。

###### 【過去の執行状況から見た傾向】

- 下水道等処理施設の労務費 → 労務単価が上昇しているため、増加傾向です。
- 下水道等処理施設の光熱水費 → 電気料金の高騰により、増加傾向です。
- 汚泥運搬処分費 → 運搬費・処分費の単価が増加しているため、増加傾向です。
- 下水道等処理施設の修繕費 → 経年劣化に伴う機器類の修繕が必要となっており、増加傾向です。
- 管渠の修繕費 → 下水道工事を原因とする舗装路の段差解消やマンホール蓋の修繕等、市民からの陳情に対応するための経費ですが、減少傾向です。
- 流域下水道維持管理負担金 → 群馬県が管理運営する流域下水道処理施設の維持管理費について、労務費や水道光熱水費の増加等に伴い、増加傾向です。
- 利息 → 借入金の残高が減少していることと、高利率の借入金の償還が終了しているため、減少傾向です。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 3：取組の評価

### 下水道等処理施設についての課題

#### (1) 施設利用率の低迷

##### ①投資の合理化【公共・特環】

→ ア：未普及地域の整備

##### ②処理施設の統廃合【公共・団地】

→ ア：住宅団地汚水処理施設の公共下水道処理施設への接続

##### ③市町村設置型合併処理浄化槽事業の見直し【戸別】

→ ア：新規設置事業の中止

→ 新規地区の追加をしない

→ 建設改良費の計上をしない

→ イ：段階的な使用者への譲渡

##### ①投資の合理化

→ 未普及地域の整備率は76.7%→81.1%になりました。

##### ②処理施設の統廃合

→ 2つの住宅団地汚水処理施設を公共下水道施設へ接続しました。

##### ③市町村設置型合併処理浄化槽事業の見直し

→ 新規設置事業を中止しました。

#### (2) 施設の老朽化

##### ①計画的な改築更新

ア：管渠【公共・特環・農集】

→ スtockマネジメント計画に基づく予防保全型の改築更新

イ：処理場【公共・農集】

→ 目標耐用年数での改築更新

##### ②防災・安全対策への取組【公共・特環】

→ スtockマネジメント計画に基づく施設の延命化

→ 総合地震対策計画に基づく耐震化

##### ①計画的な改築更新

管渠 → 管渠改築率は67.4%になりました。

マンホール蓋更新率は100%になりました。

処理場→中央第一浄化センター等改築率は78.0%になりました。

中央第二浄化センター改築率は20.4%になりました。

##### ②防災・安全対策への取組

管渠 → 総合地震対策は終了しました。（管渠耐震化率100%）

処理場→中央第一浄化センター耐震化率は42.1%となりました。

→ 中央第二浄化センター耐震化率は38.9%となりました。



## 第2章 策定時における課題と取組状況及び評価

### 3 : 取組の評価

#### 汚水処理経費についての課題

#### (3) 経費回収率の低迷、税負担の公正性

##### ①財源の適正化

- ア：水洗化率（接続率）の向上【公共・特環・農集】
- イ：使用料の適正化【公共・特環・団地・農集・戸別】
- ウ：資本費平準債の活用【公共・特環・団地・農集・戸別】



##### ①財源の適正化

- ・水洗化率（接続率）は78.6%と計画よりも低い状況です。
- ・使用料を改定し、経費回収率80%としました。  
（令和6年6月検針分より）
- ・資本費平準化債を活用し、世代間公平を図り、一般会計繰入金（補助金）の削減をしました。

#### (4) 維持管理費の増加

##### ①維持管理費の総合的な見直し

- 合理的かつ効率的な施設管理のための経費の再検討を行い、維持管理費の総合的な見直しを図ります。  
【公共・特環・団地・農集】



##### ①維持管理費の総合的な見直し

- ・組織を統合し、職員数25名→21名(4名減)としました。
- ・下水道等処理施設の維持管理業務において、ICT技術を利用したDX化を実施しました。
- ・下水道等処理施設の包括業務委託の労務単価増や電気代高騰もあり、経費は増加をしています。





# 第3章 下水道事業等の現状

## 1：事業の現況

### ■ 処理施設の整備状況

#### 【公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業】

太田市の下水道処理施設は、単独公共下水道である太田市中央第一浄化センター及び太田市中央第二浄化センター、流域下水道として、太田市に利根備前島水質浄化センター、千代田町に西邑楽水質浄化センター、伊勢崎市に平塚水質浄化センターが供用開始しています。

#### ■ 下水道処理施設一覧【公共、特環】

R6.3末

	施設名称	処理能力	供用開始	経過年数
①	太田市中央第一浄化センター	19,400m <sup>3</sup> /日	1972年12月	51年
②	太田市中央第二浄化センター	22,000m <sup>3</sup> /日	1991年 6月	32年
③	西邑楽水質浄化センター	13,311m <sup>3</sup> /日	2000年 4月	23年
④	利根備前島水質浄化センター	11,700m <sup>3</sup> /日	2006年 7月	17年
⑤	平塚水質浄化センター	612m <sup>3</sup> /日	2008年 9月	15年

50年以上経過

#### 【住宅団地汚水処理事業】

住宅団地汚水処理施設は5箇所あり、下水道法上の下水道と同様な排水施設及び処理施設を持つもので、公社及び公団等の公的機関又は地方公共団体が設置した住宅団地等のし尿処理施設であり、コミュニティ・プラントとも呼ばれています。

#### ■ 住宅団地汚水処理施設一覧

R6.3末

	施設名称	処理能力	供用開始	経過年数
①	宝町団地コミュニティ・プラント	3,200m <sup>3</sup> /日	1975年 4月	48年
②	矢場新町団地コミュニティ・プラント	1,300m <sup>3</sup> /日	1982年 4月	41年
③	成塚団地コミュニティ・プラント	1,750m <sup>3</sup> /日	1988年 3月	35年
④	いくしな団地コミュニティ・プラント	1,128m <sup>3</sup> /日	1993年 3月	30年
⑤	パルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	1,691m <sup>3</sup> /日	2002年10月	21年

計画期間内に50年目に到達する予定



# 第3章 下水道事業等の現状

## 1：事業の現況

### ■ 処理施設の整備状況

#### 【農業集落排水事業】

農業集落排水処理施設は12箇所あり、すべて農業振興地域に設置されています。下水道法上の下水道と同様な排水施設及び処理施設を持つもので、生活環境改善のための集合浄化槽施設です。

#### ■ 農業集落排水処理施設一覧

R6.3末

	施設名称	処理能力	供用開始	経過年数
①	下田中集落排水処理施設	216m <sup>3</sup> /日	1991年10月	32年
②	中江田北集落排水処理施設	330m <sup>3</sup> /日	1993年 8月	30年
③	太田東集落排水処理施設	219m <sup>3</sup> /日	1993年10月	30年
④	市野井・市集落排水処理施設	538m <sup>3</sup> /日	1995年10月	28年
⑤	毛里田北集落排水処理施設	295m <sup>3</sup> /日	1996年11月	27年
⑥	中江田南集落排水処理施設	260m <sup>3</sup> /日	1996年10月	27年
⑦	市野倉集落排水処理施設	295m <sup>3</sup> /日	1997年10月	26年
⑧	強戸北集落排水処理施設	384m <sup>3</sup> /日	2001年 3月	22年
⑨	般若集落排水処理施設	127m <sup>3</sup> /日	2002年10月	21年
⑩	村田・小金井集落排水処理施設	1,002m <sup>3</sup> /日	2004年10月	19年
⑪	金山東集落排水処理施設	711m <sup>3</sup> /日	2006年 4月	17年
⑫	前小屋集落排水処理施設	424m <sup>3</sup> /日	2011年 4月	12年



# 第3章 下水道事業等の現状

## 1：事業の現況

### ■浄化槽及び排水施設の整備状況

#### 【戸別浄化槽事業】

戸別浄化槽事業は、集合処理と比較して、浄化槽によることが経済的及び効率であると認めた地域が対象となり、現在7地区を対象としています。この事業は、市が各家庭に浄化槽を設置し維持管理を行い、利用者には建設費の一部として分担金を、維持管理の一部として使用料を負担していただいています。

#### ■戸別浄化槽地区一覧

R6.3末

	地区名	設置基数	供用開始	経過年数
①	只上町一区地区	158	2006年4月	17年
②	花香塚地区	81	2007年4月	16年
③	大館・出塚本村地区	103	2008年4月	15年
④	下強戸地区	26	2011年4月	12年
⑤	東金井町二区地区	42	2011年4月	12年
⑥	市野井南杉地区	31	2013年4月	10年
⑦	寺井町地区	21	2015年4月	8年

#### ■排水施設の整備状況

【公共下水道事業】

【特定環境保全公共下水道事業】

管渠	R4決算
延長	552 k m
耐用年数到達	28.1 k m

【住宅団地汚水処理事業】

管渠	R4決算
延長	47.8 k m
耐用年数到達	0 k m

【農業集落排水事業】

管渠	R4決算
延長	156 k m
耐用年数到達	0 k m



# 第3章 下水道事業等の現状

## 1：事業の現況

下水道事業等の利用状況について、汚水処理人口普及率と水洗化率（接続率）からみると以下のとおりです。

### ■汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、下水道施設、住宅団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設を利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を行政人口で除した、汚水処理施設の普及状況を示す指標です。

### ■汚水処理人口普及率の状況 【R5.3末】 太田市の人口 222,196人 【R5.3末】

公共	特環	団地	農集	戸別	浄化槽	合計
48.7%	0.6%	5.3%	7.5%	0.6%	25.7%	<b>88.4%</b>
太田市下水道事業等 62.7%						

### ■水洗化率（接続率）

水洗化率（接続率）とは、下水道施設、住宅団地汚水処理施設、農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの方が実際に接続しているかを示したものです。

### ■水洗化（接続率）の状況 【R5.3末】

公共	特環	団地	農集	戸別	合計
76.4%	68.7%	100%	76.5%	100%	<b>78.6%</b>





# 第3章 下水道事業等の現状

## 2：経営比較分析表を活用した現状分析

経営上の課題を把握するために、現在の下水道事業等の運営状況について、経営比較分析表からみた分析を行います。

### 【公共下水道事業】

		R1	R2	R3	R4	経営指標の分析結果
経常収支比率(%)	太田市	101.08	100.52	100.38	101.30	健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、経費回収率が低いため、使用料では賄えておらず、一般会計繰入金(補助金)に頼っている状況です。
	類似団体平均	107.03	106.55	106.01	105.50	
経費回収率(%)	太田市	67.31	67.31	67.31	67.31	100%を下回っている状態が続いており、使用料収入のみで運営を行うことができず、一般会計繰入金(補助金)に依存している状況です。また、類似団体から比べても低い状況です。
	類似団体平均	97.91	98.61	98.75	98.36	
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	太田市	150.00	150.00	150.00	150.00	総務省の示す150円となっており、類似団体に比べ高い状況です。
	類似団体平均	144.11	141.24	142.03	142.11	
水洗化率(接続率)(%)	太田市	76.24	76.03	76.24	76.44	類似団体に比べ低い状況です。
	類似団体平均	94.58	94.56	94.75	94.92	
有形固定資産減価償却率(%)	太田市	32.60	34.15	35.62	36.92	比率は増加傾向にあり、施設の老朽化が進んでいる状況を示している。類似団体よりも高い傾向となっています。
	類似団体平均	31.01	28.87	31.34	32.91	
管渠老朽化率(%)	太田市	0.00	0.00	1.76	3.52	令和3年度決算から耐用年数が過ぎた管渠が発生しています。
	類似団体平均	4.95	5.64	6.43	7.75	

### 【特定環境保全公共下水道事業】

	R1	R2	R3	R4	経営指標の分析結果
経常収支比率(%)	123.28	129.05	129.67	127.49	100%を超える数値となっていますが、経費回収率が低いため、使用料では賄えておらず、一般会計繰入金(補助金)に頼っている状況です。
	102.73	105.78	106.09	101.98	
経費回収率(%)	67.33	67.33	67.34	64.29	100%を下回っている状態が続いており、使用料収入のみで運営を行うことができず、一般会計繰入金(補助金)に依存している状況です。また、類似団体から比べても低い状況です。
	71.84	73.36	72.60	81.81	
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	150.00	150.00	150.00	157.10	公共下水道事業と一体となって事業運営をしているため、公共下水道事業と同額となっています。類似団体との比較では低い状況です。
	228.47	224.88	228.64	193.59	
水洗化率(接続率)(%)	66.42	66.99	68.20	68.73	類似団体に比べ低い状況です。
	83.75	84.19	84.34	88.37	
有形固定資産減価償却率(%)	39.70	41.56	43.46	45.34	比率は増加傾向にあり、施設の老朽化が進んでいる状況を示している。類似団体よりも高い傾向となっています。
	24.68	21.36	22.79	32.57	
管渠老朽化率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	耐用年数を過ぎた管渠はありません。
	8.62	0.01	0.01	0.04	



# 第3章 下水道事業等の現状

## 2：経営比較分析表を活用した現状分析

経営上の課題を把握するために、現在の下水道事業等の運営状況について、経営比較分析表からみた分析を行います。

### 【農業集落排水事業】

### 【戸別浄化槽事業】

		R1	R2	R3	R4	経営指標の分析結果
経常収支比率(%)	太田市	102.79	102.04	101.93	100.14	100%を超える数値となっておりますが、経費回収率が低いため、使用料では賄えておらず、一般会計繰入金（補助金）に頼っている状況です。
	類似団体平均	103.60	106.37	102.11	101.91	
経費回収率(%)	太田市	66.70	66.42	65.94	60.88	経費回収率は100%を超えていませんが、類似団体に比べ高い状況です。
	類似団体平均	57.31	57.08	67.23	61.82	
汚水処理原価(円/m)	太田市	151.43	152.06	153.17	165.90	総務省の示す150円は超えているが、類似団体に比べ低い状況です。
	類似団体平均	273.52	274.99	228.21	246.90	
水洗化率(接続率)(%)	太田市	75.50	75.56	75.84	76.46	類似団体に比べ低い状況です。
	類似団体平均	84.98	84.70	90.30	90.30	
有形固定資産減価償却率(%)	太田市	37.37	39.33	41.29	43.18	過去の投資に比べ新規投資が少ないため数値は高くなる傾向にあります。類似団体よりも高い状況となっております。
	類似団体平均	23.06	20.34	28.12	28.79	
管渠老朽化率(%)	太田市	0.00	0.00	0.00	0.00	耐用年数を過ぎた管渠はありません。
	類似団体平均	0.00	0.00	0.00	0.00	

	R1	R2	R3	R4	経営指標の分析結果
経常収支比率(%)	103.17	89.85	96.69	96.39	過去にもらい過ぎている補助金の精算をしているため、経常収支比率は100%を切っている状況です。
	93.76	95.33	100.41	100.17	
経費回収率(%)	25.23	21.87	22.56	22.48	類似団体に比べ低い状況です。
	53.23	50.70	60.00	59.01	
汚水処理原価(円/m)	400.30	461.75	447.64	449.25	総務省の示す150円を大きく超えており、類似団体に比べ高い状況です。
	283.30	289.81	282.71	291.82	
水洗化率(接続率)(%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100%の数値となっており、類似団体に比べ高い状況です。
	60.12	54.99	88.43	90.34	
有形固定資産減価償却率(%)	25.63	28.89	32.14	35.39	類似団体に比べて高い状況です。
	16.63	15.40	21.02	24.31	
管渠老朽化率(%)	-	-	-	-	耐用年数を過ぎた浄化槽はありません。
	-	-	-	-	



# 第3章 下水道事業等の現状

## 2：経営比較分析表を活用した現状分析

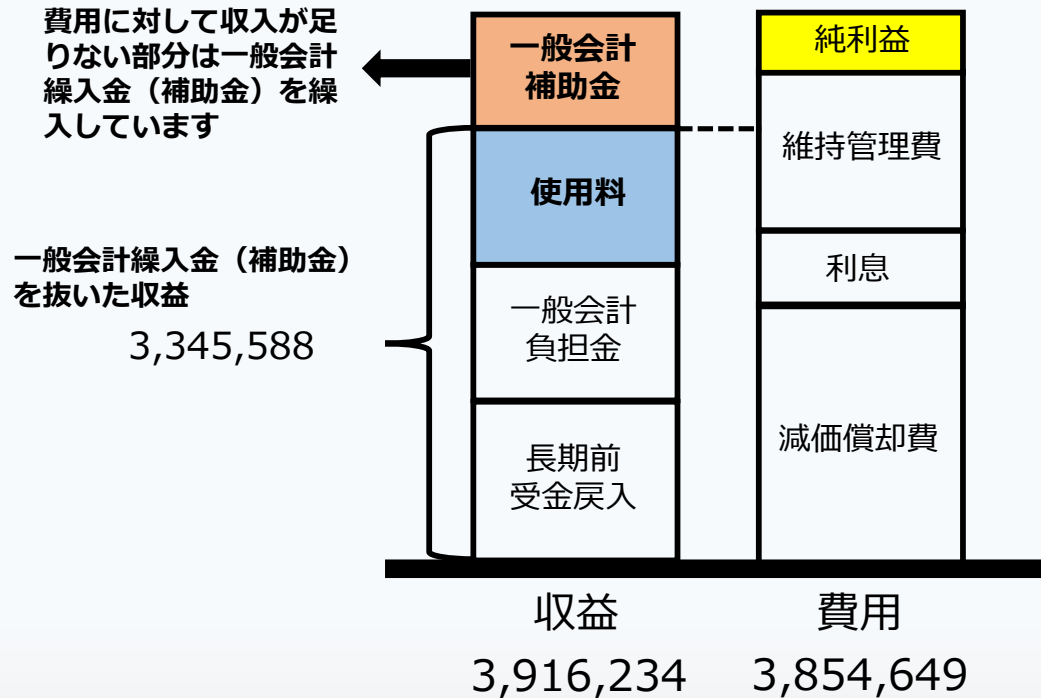
経営上の課題を把握するために、現在の下水道事業等の運営状況について、経営比較分析表からみた分析を行います。

### ■ 経常収支比率からみた分析 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

※太田市は5事業を一つの会計で合わせた処理を行っています。

#### 【令和4年度決算統計】

単位：千円



$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$
 使用料等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

$$\frac{\text{収益}}{\text{費用}} = 101.6\%$$

経常収支比率は100%を超えていますが、一般会計繰入金（補助金）を繰入した上で100%を超えているため、本来の健全な経営とは言い難い状況です。

一般会計繰入金（補助金）を抜いた経常収支比率 = 86.8%



# 第3章 下水道事業等の現状

## 2：経営比較分析表を活用した現状分析

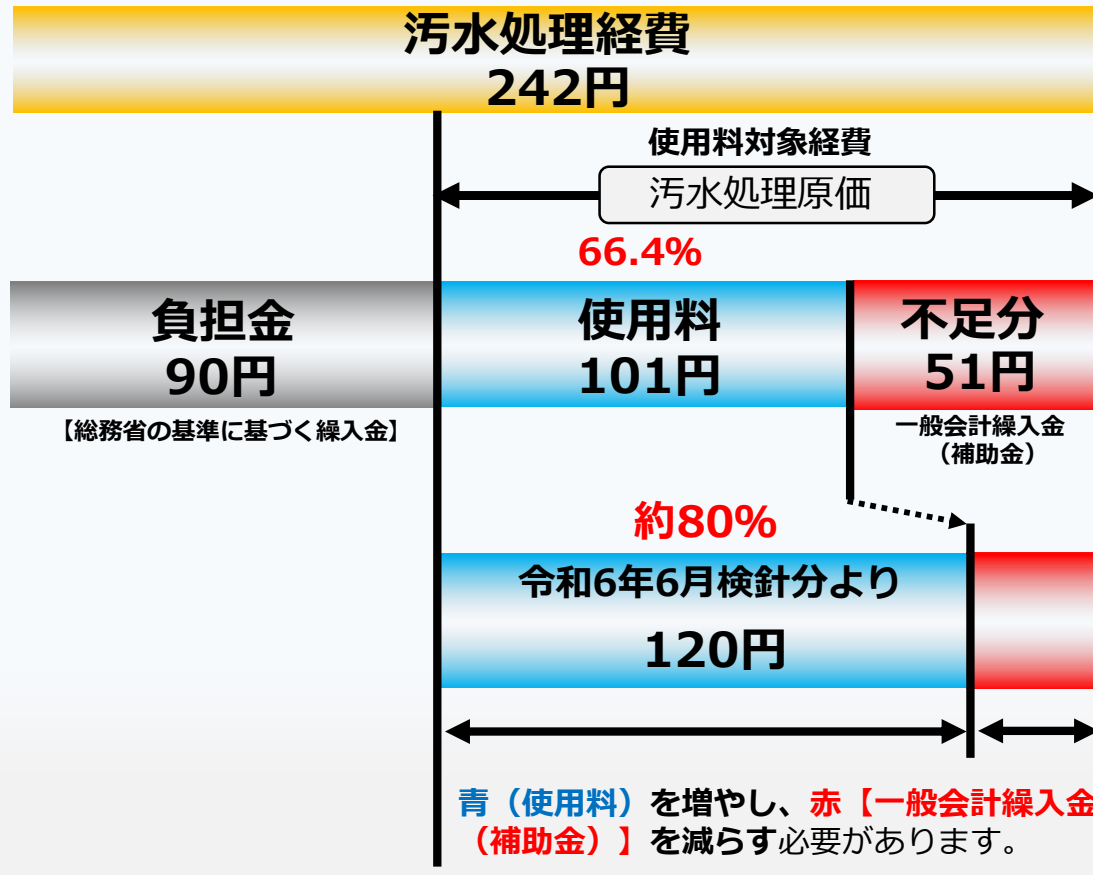
経営上の課題を把握するために、現在の下水道事業等の運営状況について、経営比較分析表からみた分析を行います。

### ■ 汚水処理原価と経費回収率からみた分析 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

※太田市は5事業を一つの会計で合わせた処理を行っています。

#### 【令和4年度決算統計】

汚水処理原価と経費回収率の関係は図のとおりとなっております。



令和4年度決算数値では経費回収率は66.4%でしたが、令和6月6月検針分より約80%となるように使用料を改定しました。





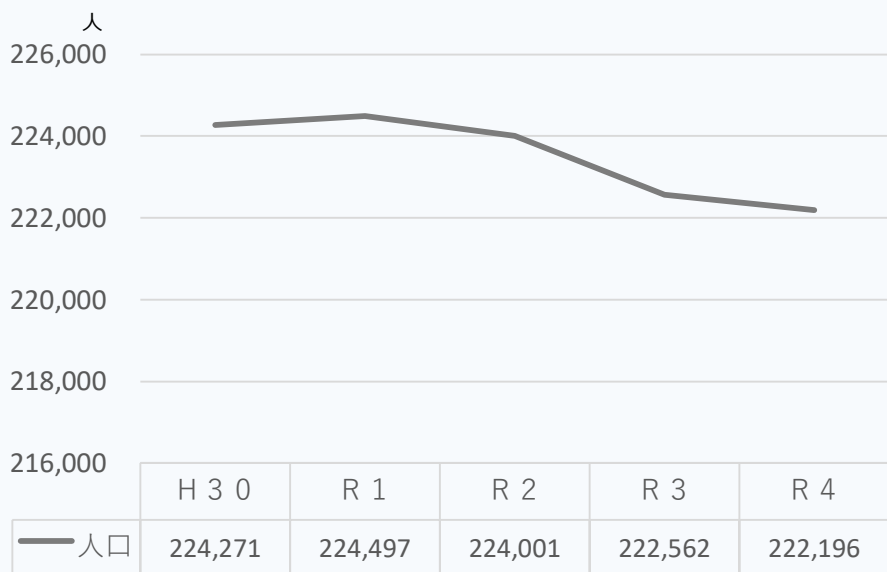
# 第3章 下水道事業等の現状

## 3 : 有収水量の現状

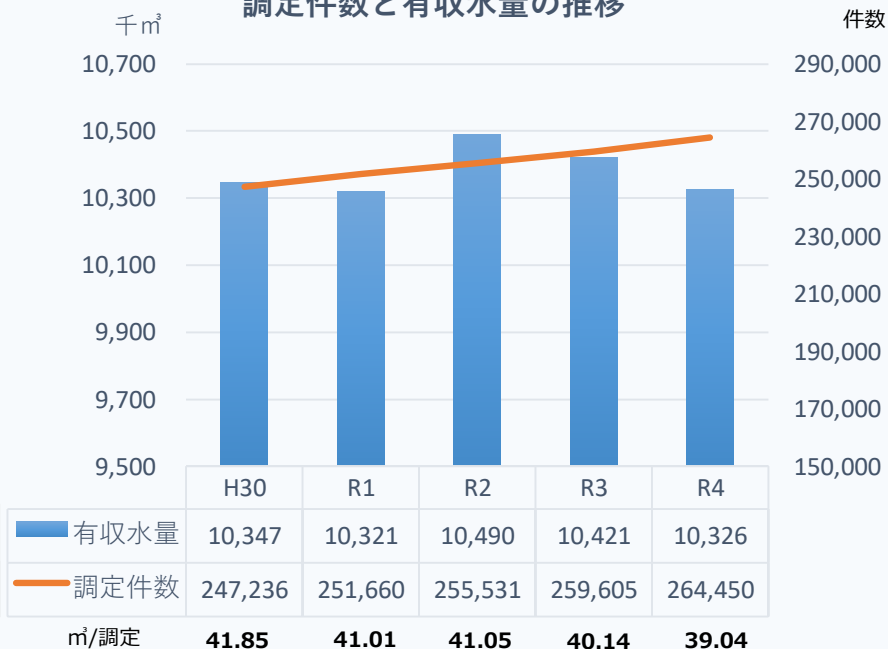
【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

下水道事業等の有収水量における今後の課題を把握するため、過去の推移をみていきます。

### 太田市の人口の推移



### 調定件数と有収水量の推移



※調定件数とは、下水道等使用料を請求するために検針をした件数です。

太田市の人口は平成30年度から令和4年度にかけて緩やかに減少しておりますが、調定件数は下水道区域の新たな供用開始が進み接続者が増えたため増加しています。しかし、有収水量は令和2年度をピークに減少し、1調定あたりの有収水量は減っている状況です。

このように、今後も人口減少の影響を受け、1調定あたりの人口が減り、有収水量が減少していく傾向が予想されます。



## 第4章 経営の基本方針

### 1：基本方針

「第3章下水道事業等の現状」のとおり、下水道事業等は人口減少等の社会構造の変化による使用料収入の減少や更新投資の増大等、様々な課題を抱えています。

そのような中、太田市下水道事業等経営戦略では、第2次太田市総合計画における都市基盤整備の基本目標である「良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり」の理念の元、将来にわたり下水道事業等を安定的・効率的に継続していくため、以下のとおり基本方針を定め、厳しい環境の変化に適切に対応し、経営の健全化を図ります。

#### 基本方針

**経営の健全化を基本とした、安定的・効率的な下水道サービスの提供**

そのために、経営環境を分析し、課題を見つけ、具体的な目標に対する取組を進めます。



## 第4章 経営の基本方針

### 2：取組方針

#### 下水道事業等の課題と健全な事業経営を継続するための取組方針

将来的にますます  
**負担**は大きくなる。

下水道施設の老朽化による  
更新費用の増加

経費回収率の低迷による  
公費負担の増大

人口減少に伴う  
有収水量の減少

計画的な改築更新

処理施設の統廃合

使用料の改定

未整備地域の整備促進

整備済地域の接続促進

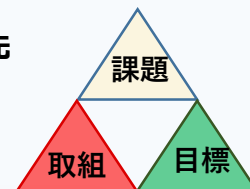
経営環境を分析し、課題を見つけ  
具体的な目標に対する**取組**を進める。



## 第5章 事業の課題と新たな目標及び取組

### ■ 課題の整理

改定後の経営戦略では、事業の現況及び経営状況を分析する中で、優先度の高い課題を選定し、以下の通り課題を整理します。



#### 1 : 事業の現況

##### ■ 施設の老朽化 【公共、特環、団地、農集】

公共下水道事業（特環含む）では、供用開始してから50年以上を経過した施設があります。  
住宅団地汚水処理事業では、計画期間内に経過年数が50年に到達する施設があります。  
農業集落排水処理事業では、計画期間内に経過年数が30年に到達する施設があります。  
公共下水道事業では、耐用年数が到達している管渠があります。

#### 2 : 経営比較分析表を活用した現状分析

##### ■ 経費回収率の低迷 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

一般会計繰入金（補助金）の繰入をした上で経常収支比率100%を達成している状況です。  
汚水処理原価に対する使用料単価の割合（経費回収率）は80%であり、使用料で回収すべき費用を使用料で賄えていない状況です。

#### 3 : 有収水量の現状

##### ■ 有収水量の減少 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

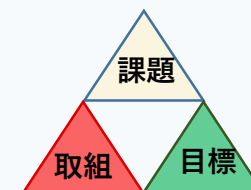
人口減少に伴い、1調定あたりの人口が減り、有収水量も減少していくことが見込まれます。



## 第5章 事業の課題と新たな目標及び取組

### ■ 目標の設定

事業の現況及び経営状況を分析する中で、優先度の高い課題を選定し、課題を解決するための目標を以下の通り設定します。



#### 1 : 事業の現況

##### ■ 施設の老朽化 【公共、特環、団地、農集】

- ・ストックマネジメント事業で残っている管渠改築率を100%とします。
- ・ストックマネジメント事業で残っている処理施設の更新工事の完成率を100%とします。
- ・処理施設の耐震化及び浸水対策事業に取り組めます。
- ・引き続き残り1ヶ所の住宅団地汚水処理施設の統廃合に取り組めます。

#### 2 : 経営比較分析表を活用した現状分析

##### ■ 経費回収率の低迷 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

- ・経費回収率100%を目指します。
- ・一般会計繰入金（補助金）を将来的になくします。

#### 3 : 有収水量の現状

##### ■ 有収水量の減少 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

- ・事業計画（認可）区域の整備率90%以上を目指します。
- ・水洗化率（接続率）を公共（特環含む）と農集で80%とします。

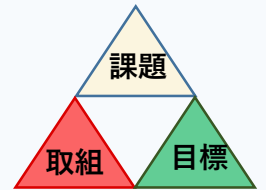




# 第5章 事業の課題と新たな目標及び取組

## ■ 目標に対する取組

事業の現況及び経営状況を分析の中で、優先度の高い課題を選定し、課題を解決するための目標を設定し、以下のとおり取組みます。



### 1 : 事業の現況

#### ■ 施設の老朽化 【公共、特環、団地、農集】

- ・ストックマネジメント事業で残っている管渠更生工事の完成率を100%とします。
- ・ストックマネジメント事業で残っている処理施設の更新工事の完成率を100%とします。
- ・処理施設の耐震化及び浸水対策事業に取組みます。
- ・引き続き残り1ヶ所の住宅団地汚水処理施設の統廃合に取組みます。

計画的な改築更新  
処理施設の統廃合

### 2 : 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ■ 経費回収率の低迷 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

- ・経費回収率100%を目指します。
- ・一般会計繰入金（補助金）を将来的になくします。

使用料の改定

### 3 : 有収水量の現状

#### ■ 有収水量の減少 【公共、特環、団地、農集、戸別：5事業合計】

- ・事業計画（認可）区域の整備率90%以上を目指します。
- ・水洗化率（接続率）を公共（特環含む）と農集で80%とします。

未整備地域の整備促進  
整備済地域の接続促進



# 第6章 投資・財政計画

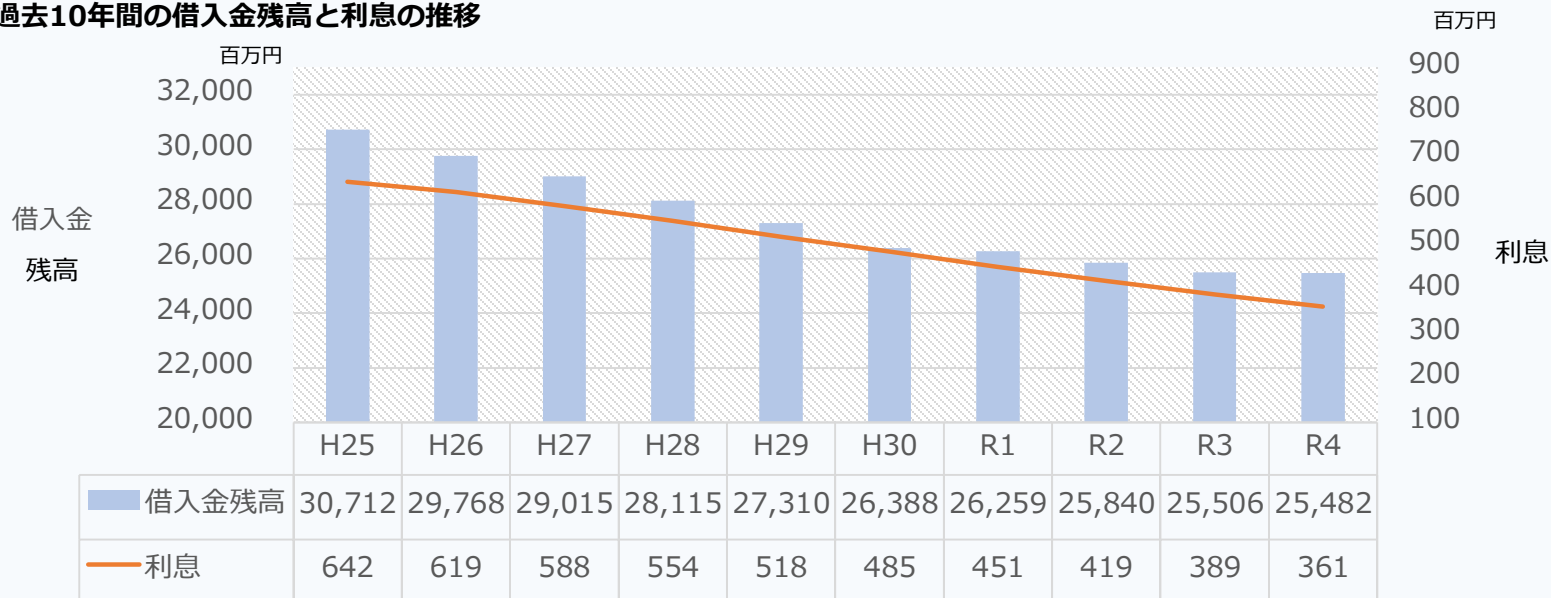
## ■投資についての説明

### 1：投資の方針

#### (1) 償還元金を超えない企業債の発行 【公共、特環、団地、農集、戸別】

下水道事業は污水管渠の新規整備及び施設の老朽化対策等、多額の設備投資が必要となります。その設備投資には企業債を借入れて、財源を賄いますが、多額の企業債の借入れは将来世代に大きな負担を残すこととなります。そこで、健全な財政運営を保つため、投資計画を作成する上では、**償還元金を超えない企業債の発行**を目指します。

#### ■過去10年間の借入金残高と利息の推移



企業債の残高は**減少傾向**であり、**利息の負担も減少**しています。

当戦略では、新規整備及び管渠・処理施設の更新等、必要な設備投資を行うと同時に、**企業債については令和4年度末の残高を超えない**よう、投資計画を作成します。



# 第6章 投資・財政計画

## ■投資についての説明

### 1：投資の方針

#### (2) 污水管渠の新規整備の方針

【公共、特環】

本市では、4つの処理区についてそれぞれ太田市公共下水道事業計画を策定し、計画区域や将来人口などを定期的に見直しながら計画変更を行っています。

未普及地域の整備を推進するため、以下のとおり污水管渠の新規整備に取り組めます。

#### ■計画期間中の未普及地域への污水管渠の整備予定面積

	R 4末	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
整備予定面積 (ha)		58.11 ※16.91	26.80	14.24	51.96 ※13.96	18.85	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	9.00
整備済 (ha)	2,144.62	2,202.73	2,229.53	2,243.77	2,295.73	2,314.58	2,332.58	2,350.58	2,368.58	2,386.58	2,404.58	2,413.58
整備率 (%)	81.1%	83.3%	84.3%	84.8%	86.8%	87.5%	88.2%	88.8%	89.5%	90.2%	90.9%	91.2%

認可面積：2,645.9ha

※ R 5 は、整備済16.91、いずみ団地分34.5、寄附等6.7

※ R 8 は、整備予定13.96、宝町団地分38.0

計画期間終了（令和15年度）までに整備率を91.2%とします。

事業費は過去5年間の実績の平均である31,000千円/haとします。

整備率約90%を達成した後は、投資額を管渠や処理施設の更新費用へとシフトさせるため、新規整備面積を抑えます。



# 第6章 投資・財政計画

## ■投資についての説明

### 1：投資の方針

### (3) 管渠の改築方針

【公共、特環】

事業実施にあたっては、前計画の考え方を引き継ぎ、ストックマネジメント事業に基づく予防保全型の管理を進め、優先度により改築更新を行うことで、投資を平準化します。

また、管渠の地震対策につきましては、耐震基準を満たさない管渠はありませんので、引き続き老朽化に伴う耐震性能の低下について、ストックマネジメント事業の更生工事にて対応していきます。

#### 管渠の改築方針

①標準耐用年数50年で改築、②目標耐用年数75年（耐用年数の1.5倍）で改築、③健全度の低下した路線（劣化予測式から想定）のみを改築した場合の改築事業費を比較した結果、③を採用し、予防保全型の改築更新に取り組んでおります。

各年度の事業費は国土交通省水管理・国土保全局下水道部のHPに公表されている管路改築需要量算定ツールにより算出した事業費とします。

R7～R11はストックマネジメント事業での改築率を100%とすることを目標とします。

また、各年度とも、不明水対策等、ストックマネジメント事業によらない更生工事についても事業費を確保します。

#### ■管渠改築等事業費の計画

		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
管渠更生 工事	事業量(m)	896.24m	894m	894m	894m	894m
	事業費(千円)	116,512	116,220	116,220	116,220	116,220
マンホール 蓋更新工事	事業量(箇所)	300	300	300	300	300
	事業費(千円)	81,000	81,000	81,000	81,000	81,000
その他更生工事(不明水対策等)		30,488	46,780	62,780	79,780	97,780
合計		228,000	244,000	260,000	277,000	295,000

#### ■管渠改築等事業費の計画

	R 12	R 13	R 14	R 15
管渠改築等事業費(千円)	303,000	332,000	352,000	371,000



# 第6章 投資・財政計画

## ■投資についての説明

### 1：投資の方針

### (4) 処理場改築の方針

【公共、特環】

事業実施にあたっては、前計画の考え方を引き継ぎ、今後50年間の総事業費及びピーク年度の事業費低減効果が得られるため、目標耐用年数（標準耐用年数の1.5倍）で改築する事業費を採用し、改築工事を行うこととします。

また、総合地震対策事業計画に基づく地震対策を引き続き行い、内水被害のリスクにつきましては、雨水管理総合計画を策定し、浸水対策を進めます。

さらに、将来の更新費用を抑えるための適正な維持管理を強化するため、民間事業者による包括業務委託を継続し、事業運営のDX化に必要な設備投資を行っていきます。

#### 処理場の改築方針

処理場については、土木・建築と機械・電気の耐用年数が異なるため、①標準耐用年数で改築、②目標耐用年数で改築した場合の改築事業費の比較を行った結果、②目標耐用年数で改築する事業費を採用しております。【公共・農集】

R7～R9はストックマネジメント事業での改築率を100%とすることを目標とします。

R10～の改築事業費は国土交通省水管理・国土保全局下水道部のHPに公表されている管路改築需要量算定ツールにより算出した事業費とします。

R7～11については、総合地震対策事業及び浸水対策事業の事業費を計上します。

単位：千円

#### ■公共下水道処理施設改築更新等計画

		R7	R8	R9	R10	R11
中央第一浄化センター	建設更新工事	45,000				
中央第二浄化センター	電気設備、送風機設備、初沈設備、建設更新、沈砂池ゲート、汚泥棟電気設備	272,000	497,000	255,000	119,000	302,000
総合地震対策事業		59,000	57,000	50,000	50,000	50,000
浸水対策事業		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
合計		406,000	584,000	335,000	199,000	382,000

単位：千円

#### ■公共下水道処理施設改築更新等計画

	R12	R13	R14	R15
中央第一・中央第二浄化センター改築更新等事業費	365,000	321,000	385,000	572,000





## 第6章 投資・財政計画

### ■ 投資についての説明

#### 1：投資の方針

#### (5) 農業集落排水処理施設更新の方針

【農集】

事業実施にあたっては、前計画の考え方を引き継ぎ、目標耐用年数（標準耐用年数の1.5倍）で改築する事業費を採用し、改築工事を行うこととします。

#### ■ 農業集落排水処理施設の令和15年度までの更新計画

施設名称	処理能力	供用開始	経過年数	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
毛里田北	295m <sup>3</sup> /日	1996年11月	27年	事業計画策定	補助事業ヒアリング	設計	改修工事						
中江田南	260m <sup>3</sup> /日	1996年10月	27年				調査	事業計画策定	補助事業ヒアリング	設計	改修工事		
市野倉	295m <sup>3</sup> /日	1997年10月	26年							調査	事業計画	補助事業ヒアリング	設計



引き続き農山漁村地域整備交付金事業を活用しながら処理施設の更新を実施していきます。また、広域化・共同化計画で公共下水道との接続が有利と判断されたものについては、費用対効果を検証しながら接続を判断していきます。



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 投資についての説明

### 1：投資の方針

### (6) コミュニティ・プラントの更新の方針

【団地】

平成26年度に策定した太田市汚水処理構想基本計画において公共下水道処理施設への接続が有利とされ、老朽化及び人口密度の高い市街化区域の処理を優先的に接続することを前提として処理施設の統廃合に取組み、残る4施設については、不明水の流入減少のための対策を進めるとともに、維持管理を継続することとします。

### ■ 住宅団地汚水処理施設の令和15年度までの更新計画

施設名称	処理能力	供用開始	経過年数	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
宝町団地	3,200m <sup>3</sup> /日	1975年 4月	48年			公共へ 接続							
矢場新町 団地	1,300m <sup>3</sup> /日	1982年 4月	41年	維持管理を継続			→			設計	改修工事 予定		
成塚団地	1,750m <sup>3</sup> /日	1988年 3月	35年	維持管理を継続			→						
いくしな 団地	1,128m <sup>3</sup> /日	1993年 3月	30年	維持管理を継続			→						
パルタウン 城西の杜	1,691m <sup>3</sup> /日	2002年10月	21年	維持管理を継続			→						



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 投資についての説明 2：投資計画 【公共・特環・団地・農集】

新規整備及び更新費用等必要な投資額を確保しながら、なおかつ健全な財政運営を維持できるよう、償還元金を超えない企業債の発行を堅持します。

単位：千円

		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
支出	支出総額	2,946,303	3,113,726	3,329,582	3,375,037	3,073,244	3,256,340	3,206,588	3,267,531	3,314,233	2,887,698
	建設改良費	1,202,761	1,362,074	1,552,394	1,623,984	1,325,634	1,521,634	1,525,634	1,682,634	1,857,634	1,489,634
	<b>元金</b>	<b>1,743,542</b>	<b>1,751,652</b>	<b>1,777,188</b>	<b>1,751,053</b>	<b>1,747,610</b>	<b>1,734,706</b>	<b>1,680,954</b>	<b>1,584,897</b>	<b>1,456,599</b>	<b>1,398,064</b>
収入	<b>企業債</b>	<b>1,395,600</b>	<b>1,363,500</b>	<b>1,477,700</b>	<b>1,508,200</b>	<b>1,321,200</b>	<b>1,394,400</b>	<b>1,314,100</b>	<b>1,309,300</b>	<b>1,427,100</b>	<b>1,018,400</b>
	うち資本費平準化債	372,500	363,100	390,100	327,000	303,900	274,000	206,600	106,500	0	0
	国交付金 県補助金	138,490	381,367	472,772	424,772	280,272	369,272	387,475	445,900	399,100	451,275
	受益者 負(分)担金	47,417	28,672	28,238	35,818	34,500	34,500	34,500	34,500	34,500	20,550
	一般会計 負担金	278,196	290,770	291,912	297,543	292,561	284,827	269,713	240,723	205,444	126,633
	一般会計 補助金	48,612	63,314	66,494	100,895	164,950	180,251	202,275	216,663	231,881	249,606
	収入総額	1,908,315	2,117,623	2,337,116	2,367,228	2,093,483	2,263,250	2,208,063	2,247,086	2,298,025	1,866,464
企業債残高	25,092,182	24,704,030	24,404,542	24,161,689	23,735,279	23,394,973	23,028,119	22,752,522	22,723,023	22,343,359	

※支出に対して収入が不足している分は、収益的支出のうち、減価償却費を主なものとした損益勘定留保資金等（収益的収入及び支出のうち余ったお金）で補填しています。

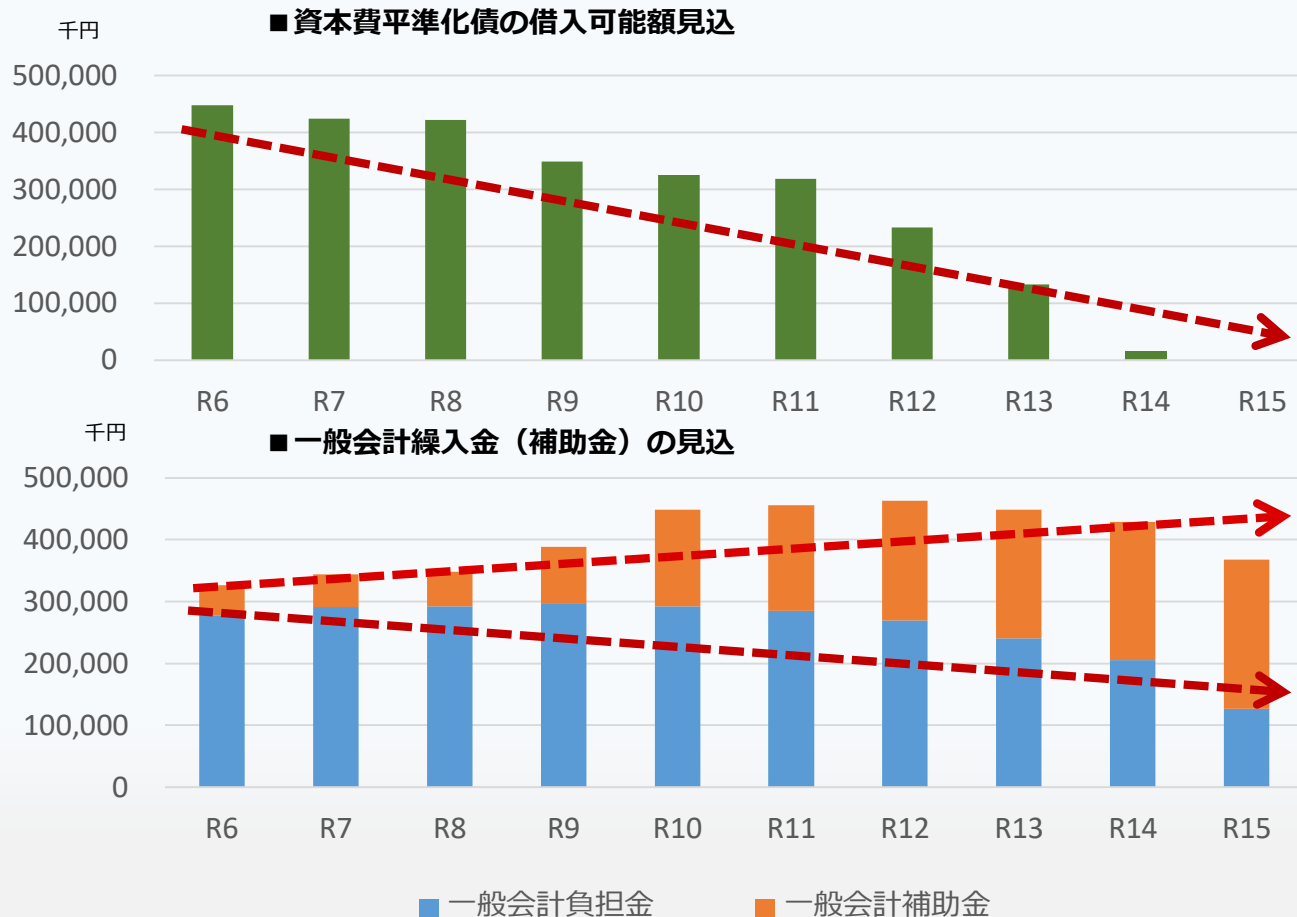


# 第6章 投資・財政計画

## ■ 投資についての説明 2：投資計画

### 投資計画における一般会計繰入金（補助金）についての課題

令和元年度から借入している**資本費平準化債**について、借入可能額が**年々減少**し、令和15年度には借入可能額が**ゼロ**となり、その分**一般会計繰入金（補助金）**に頼ることとなります。



(上記グラフ参照)  
**資本費平準化債の借入可能額減少**に伴い、  
(下記グラフ参照)  
**一般会計繰入金（補助金）の増加**が見込まれる。



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 収支についての説明

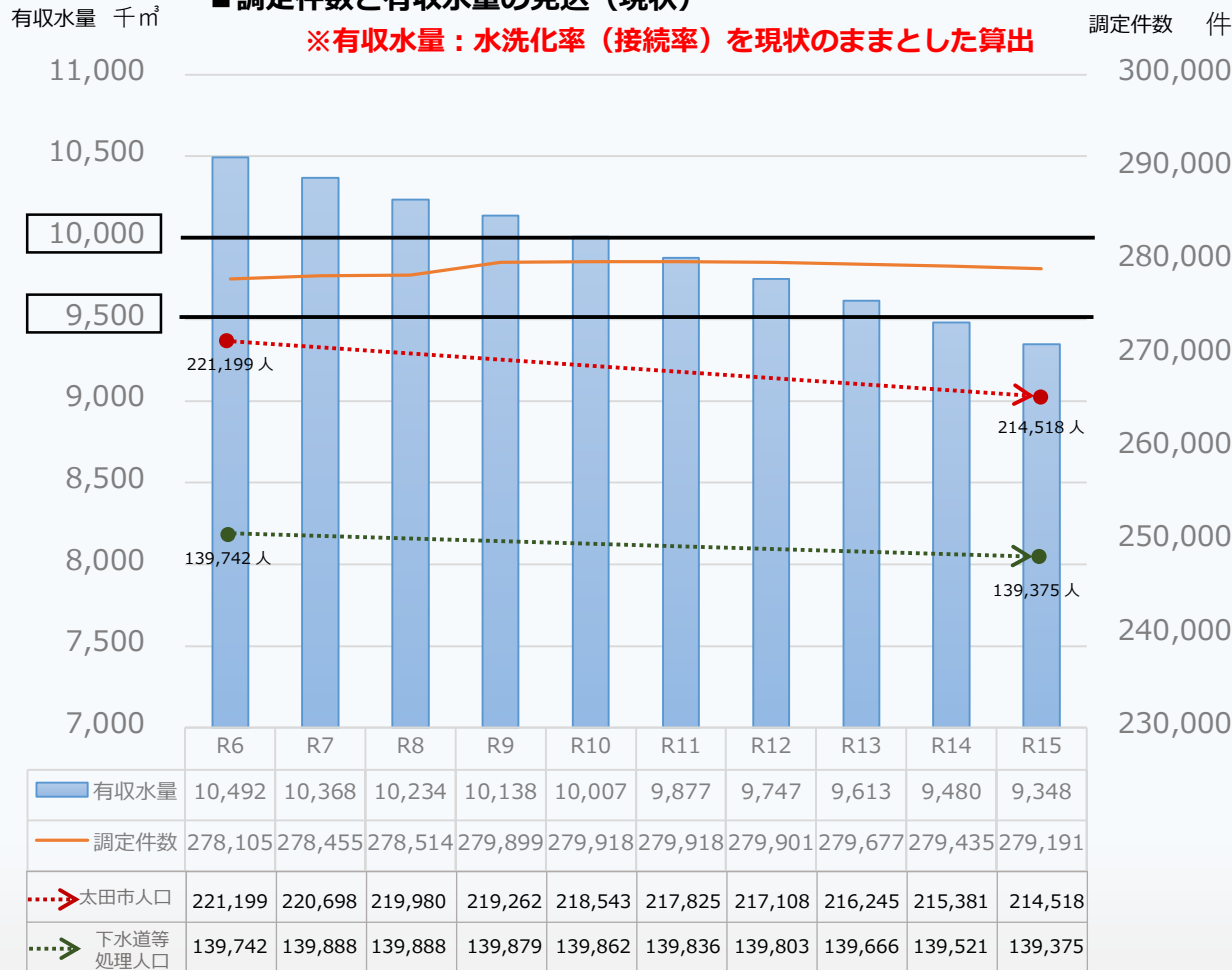
### 1 : 有収水量の見込

【公共、特環、団地、農集、戸別】

下水道等利用者の有収水量について、以下のとおり見込んでおります。

#### ■ 調定件数と有収水量の見込（現状）

※有収水量：水洗化率（接続率）を現状のままとした算出



#### 【行政人口】

太田市人口ビジョンの人口減少率を考慮し、**行政人口は減少していく見込**です

#### 【下水道等処理人口】

群馬県汚水処理計画における汚水処理人口普及率の目標を達成するための下水道等処理人口とします。

人口減少に伴う接続人口の減少がある一方、下水道区域の新たな供用開始が進むことによる増加もあり、**ほぼ横ばいとなる見込み**です

水洗化率（接続率）は現在の公共（特環含む）76.4%、農集76.5%とします。

#### 【有収水量】

**調定件数については、水洗化率（接続率）は現状のままとするとほぼ横ばいとなります。**

**有収水量は、人口減少に伴う1調定あたりの有収水量の減少が見込まれるため、結果的に減少していくことが予想されます。**





# 第6章 投資・財政計画

## ■ 収支についての説明

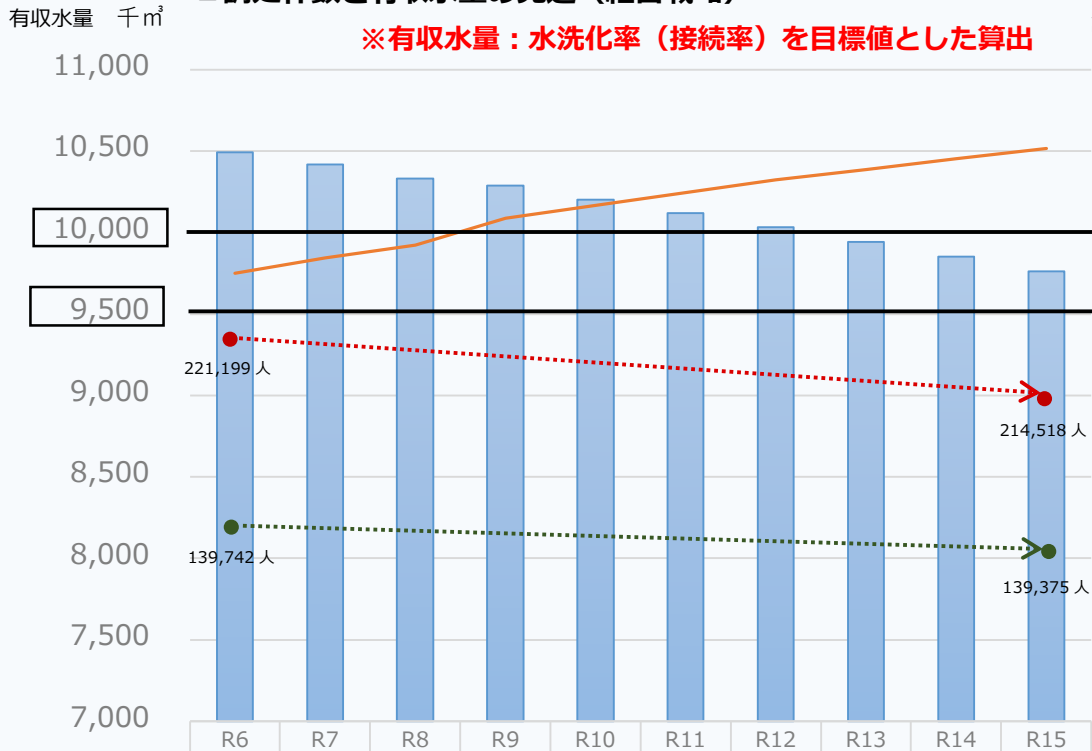
### 1：有収水量の見込

【公共、特環、団地、農集、戸別】

人口減少を一つの要因として有収水量は減少していく見込みであります。有収水量の減少をできるだけゆるやかにするため、**公共（特環含む）と農集の水洗化率（接続率）**について、**令和15年度までに80%とする**ことを目標とします。

### ■ 調定件数と有収水量の見込（経営戦略）

※有収水量：水洗化率（接続率）を目標値とした算出



	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
有収水量	10,492	10,417	10,332	10,287	10,203	10,118	10,034	9,943	9,851	9,761
調定件数	278,105	279,792	281,189	284,023	285,417	286,793	288,153	289,299	290,423	291,544
太田市人口	221,199	220,698	219,980	219,262	218,543	217,825	217,108	216,245	215,381	214,518
下水道等処理人口	139,742	139,888	139,888	139,879	139,862	139,836	139,803	139,666	139,521	139,375

調定件数 件

### 【行政人口】

太田市人口ビジョンの人口減少率を考慮し、**行政人口は減少していく見込**です

### 【下水道等処理人口】

群馬県汚水処理計画における汚水処理人口普及率の目標を達成するための下水道等処理人口とします。

人口減少に伴う接続人口の減少がある一方、下水道区域の新たな供用開始が進むことによる増加もあり、**ほぼ横ばいとなる見込み**です

水洗化率（接続率）は、目標値である公共（特環含む）80.0%、農集80.0%とします。

### 【有収水量】

**調定件数については、下水道区域の新たな供用開始が進むことに加え、水洗化率（接続率）が上昇することにより、増加が見込まれます。**

**有収水量については、人口減少に伴う1調定あたりの有収水量の減少はあるものの、水洗化率（接続率）を上げ、調定件数を増やすことにより、有収水量の大幅な減少を食い止めることが予想できます。**



## 第6章 投資・財政計画

### ■ 収支についての説明

#### 2：財政計画を立てる上での費用の考え方 【公共、特環、団地、農集、戸別】

##### ■ 職員給与費 【公共、特環、団地、農集】

→令和6年度見込額と同額を計上します。

##### ■ 下水道等処理施設の維持管理費の労務費 【公共、特環、団地、農集】

→3年に一回の長期契約を継続し、3年ごとに5%上昇で計上します。

##### ■ 下水道等処理施設の維持管理費の光熱水費 【公共、特環、団地、農集】

→毎年1%ずつ上昇で計上します。

##### ■ 下水道等処理施設の脱水汚泥の運搬処分委託料 【公共、特環、団地、農集】

→有収水量の見込の伸び率をかけて計上します。

##### ■ 污水管渠及び下水道等処理施設の修繕費 【公共、特環、団地、農集】

→毎年54,000千円程度を計上する等、必要な金額を確保します。

##### ■ 流域下水道事業維持管理費負担金 【公共、特環】

→3年に一度の単価見直し時に5%ずつ上昇するとして計上します。



## 第6章 投資・財政計画

### ■ 収支についての説明

#### 2：財政計画を立てる上での費用の考え方 【公共、特環、団地、農集、戸別】

##### ■ 減価償却費 【公共、特環、団地、農集、戸別】

→既存資産の減価償却費及び投資計画に基づく資産取得を考慮し、計上します。

##### ■ 利息 【公共、特環、団地、農集、戸別】

→投資計画に基づく借入金に対して年利2%として計上します。

##### ■ その他 【公共、特環、団地、農集、戸別】

→令和6年度見込額をベースとし、有収水量の見込の伸び率をかけて計上します。

##### ■ 資産維持費 【公共、特環、農集】

→公共下水道事業（特環含む）と農業集落排水事業において、減価償却費から長期前受金戻入を差し引いた金額に対し、3%程度の資産維持率をかけて計上します。



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 収支についての説明 3：財政計画 【公共、特環、団地、農集、戸別】

・計画期間内における収支均衡を保つ財政計画を3つのケースで試算を行い、目標を達成するための取組について検討を行います。

【試算1】令和15年度まで、現行の使用料単価120円/m<sup>3</sup>を続けた場合

単位：千円

### ■ 財政計画（試算1）

		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
収入	使用料収入	1,228,678	1,250,129	1,239,858	1,234,512	1,224,399	1,214,272	1,204,137	1,193,182	1,182,226	1,171,343
	単価(円/m <sup>3</sup> )	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	経費回収率(%)	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	一般会計負担金	1,095,778	1,212,253	1,205,662	1,206,179	1,203,205	1,205,638	1,212,514	1,218,919	1,226,754	1,241,842
	一般会計繰入金(補助金)	436,303	338,458	347,307	352,991	377,540	386,527	403,403	429,211	439,864	469,703
	その他	1,159,649	1,144,466	1,155,949	1,131,550	1,116,121	1,119,216	1,123,643	1,125,447	1,124,746	1,131,020
収入計		3,920,408	3,945,306	3,948,776	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908
支出	職員給与費	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365
	経費	1,455,757	1,474,522	1,471,370	1,472,005	1,486,130	1,483,268	1,489,166	1,503,828	1,500,662	1,506,726
	減価償却費	2,071,520	2,064,405	2,227,257	2,047,488	2,025,702	2,032,473	2,041,838	2,047,838	2,054,459	2,080,931
	利息	337,857	325,014	322,513	324,374	328,068	328,547	331,328	333,728	337,104	344,886
	支出計	3,946,499	3,945,306	4,102,505	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 収支についての説明

### 3 : 財政計画

【公共、特環、団地、農集、戸別】

【試算2】 令和15年度までに経費回収率を100%とすることを目指し、令和10年度に使用料単価を135円/m<sup>3</sup>、令和15年度に使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に改定した場合

単位：千円

#### ■ 財政計画（試算2）

		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
収入	使用料収入	1,228,678	1,250,129	1,239,858	1,234,512	1,377,449	1,366,056	1,354,653	1,342,330	1,330,003	1,464,179
	単価(円/m <sup>3</sup> )	120	120	120	120	135	135	135	135	135	150
	経費回収率(%)	80	80	80	80	90	90	90	90	90	100
	一般会計負担金	1,095,778	1,212,253	1,205,662	1,206,179	1,203,205	1,205,638	1,212,514	1,218,919	1,226,754	1,241,842
	一般会計繰入金 (補助金)	436,303	338,458	347,307	352,991	224,490	234,743	252,887	280,063	292,087	176,867
	その他	1,159,649	1,144,466	1,155,949	1,131,550	1,116,121	1,119,216	1,123,643	1,125,447	1,124,746	1,131,020
収入計		3,920,408	3,945,306	3,948,776	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908
支出	職員給与費	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365
	経費	1,455,757	1,474,522	1,471,370	1,472,005	1,486,130	1,483,268	1,489,166	1,503,828	1,500,662	1,506,726
	減価償却費	2,071,520	2,064,405	2,227,257	2,047,488	2,025,702	2,032,473	2,041,838	2,047,838	2,054,459	2,080,931
	利息	337,857	325,014	322,513	324,374	328,068	328,547	331,328	333,728	337,104	344,886
	支出計	3,946,499	3,945,306	4,102,505	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908



# 第6章 投資・財政計画

## ■ 収支についての説明

### 3 : 財政計画

【公共、特環、団地、農集、戸別】

【試算3】 令和10年度で使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に改定し経費回収率100%を達成し、令和15年度で一般会計繰入金（補助金）を解消するため、使用料単価を170円/m<sup>3</sup>に改定した場合

単位：千円

### ■ 財政計画（試算3）

		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
収入	使用料収入	1,228,678	1,250,129	1,239,858	1,234,512	1,530,500	1,517,839	1,505,169	1,491,477	1,477,780	1,659,403
	単価(円/m <sup>3</sup> )	120	120	120	120	150	150	150	150	150	170
	経費回収率(%)	80	80	80	80	100	100	100	100	100	113.3
	一般会計負担金	1,095,778	1,212,253	1,205,662	1,206,179	1,203,205	1,205,638	1,212,514	1,218,919	1,226,754	1,241,842
	一般会計繰入金(補助金)	436,303	338,458	347,307	352,991	71,439	82,960	102,371	130,916	144,310	▲18,357
	その他	1,159,649	1,144,466	1,155,949	1,131,550	1,116,121	1,119,216	1,123,643	1,125,447	1,124,746	1,131,020
収入計		3,920,408	3,945,306	3,948,776	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908
支出	職員給与費	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365	81,365
	経費	1,455,757	1,474,522	1,471,370	1,472,005	1,486,130	1,483,268	1,489,166	1,503,828	1,500,662	1,506,726
	減価償却費	2,071,520	2,064,405	2,227,257	2,047,488	2,025,702	2,032,473	2,041,838	2,047,838	2,054,459	2,080,931
	利息	337,857	325,014	322,513	324,374	328,068	328,547	331,328	333,728	337,104	344,886
	支出計	3,946,499	3,945,306	4,102,505	3,925,232	3,921,265	3,925,653	3,943,697	3,966,759	3,973,590	4,013,908





## 第6章 投資・財政計画

### ■ 収支についての説明

#### 3：財政計画

【公共、特環、団地、農集、戸別】

#### 【試算結果の検討】

##### 【試算1】 令和15年度まで、現行の使用料単価120円/m<sup>3</sup>を続けた場合

- ・ 120円/m<sup>3</sup>（経費回収率80%）のままですと、毎年3～4億円の一般会計繰入金（補助金）が必要です。これは、下水道等の利用者以外の税金を投入し続ける結果となるため、受益者負担の観点からも望ましくなく、一般財政の圧迫につながることもなります。

##### 【試算2】 令和15年度までに経費回収率を100%とすることを目指し、令和10年度に使用料単価を135円/m<sup>3</sup>、令和15年度に使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に改定した場合

- ・ 令和15年度には経費回収率100%を達成できますが、一般会計繰入金（補助金）は引き続き1億7千万円程度必要です。一般会計繰入金（補助金）は残りますが、10年間で2回の改定とし、一度の改定率は120円/m<sup>3</sup>→135円/m<sup>3</sup>(12.5%)、135円/m<sup>3</sup>→150円/m<sup>3</sup>（改定率11.1%）と、市民の負担を比較的ゆるやかにしながら経費回収率100%を達成することができます。

##### 【試算3】 令和10年度で使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に改定し経費回収率100%を達成し、令和15年度で一般会計繰入金（補助金）を解消するため、使用料単価を170円/m<sup>3</sup>に改定した場合

- ・ 令和10年度に経費回収率100%を達成し、一般会計繰入金（補助金）は7千万円程度となり、令和15年度には一般会計繰入金（補助金）は解消され、黒字となる結果となります。しかし、令和10年度に120円/m<sup>3</sup>→150円/m<sup>3</sup>(改定率25%)、令和15年度に150円/m<sup>3</sup>→170円/m<sup>3</sup>（改定率13.3%）となり、特に、令和10年度の改定率25%の改定というのは、市民への負担感が大きいと考えられます。

#### 【試算結果の検討結果】

以上の3つの試算結果を検討した結果、**市民の過度な負担感を抑えながら使用料単価の改定に取り組むため、まずは計画期間内に一般会計繰入金（補助金）を残しつつも、経費回収率100%を達成する【試算2】を採用します。**

なお、下水道使用料の改定にあたっては、改めて下水道事業審議会に諮問し、社会情勢等を踏まえ改定内容について議論をいただき、答申後に市議会の議決を経たうえで条例の改正を行うこととなります。



## 第7章 目標を達成するための具体的な取組

### 1：収入増加のための具体的な取組及び実施時期

経費回収率100%を目指して、令和10年度に135円/m<sup>3</sup>、令和15年度に150円/m<sup>3</sup>とするため、審議会を開催し、下水道事業等の経営の見直しを図ります。

一般会計繰入金（補助金）を最終年度である令和15年度の見込額を令和6年度見込額よりも2.5億円削減します。

未整備地域の整備率を令和15年度には91.2%とするため、污水管渠の新規整備を推進いたします。

人口減少による有収水量の大幅な減少を抑えるため、普及啓発活動を行い、下水道未接続者への戸別訪問を毎年実施します。



## 第7章 目標を達成するための具体的な取組

### 2：支出削減のための具体的な取組及び実施時期

組織については、**事務事業の見直し**や**民間事業者による委託の内容拡大の検討**などにより、**一層の効率化**を目指します。

**下水道等処理施設の維持管理業務**については、民間事業者による**包括業務委託**を継続し、**I C T技術を活用した事業運営のD X化**を実施します。

今後、**借入金の利息が上昇**することが見込まれるため、**償還元金を超えない企業債の発行を堅持**し、**借入金の残高を抑制**することで、**利息の負担を軽減**します。



# 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

## 1：今後の投資についての考え方・検討状況

### ■下水道全体計画の見直し

令和5年3月策定の群馬県汚水処理計画に基づく太田市アクションプランにより、中期及び長期による計画的な汚水処理施設の整備を進めて参ります。

今後、将来に渡ってすべての下水道全体計画区域を集合処理として整備していくことは、人口減少社会を迎えた中では、個別処理と比較して非常に非効率となることが想定されます。持続可能な汚水処理を目指すため、適正な下水道全体計画区域への見直しを図ります。

### ■下水道全体計画の見直し経過

	見直し前	見直し後	
<b>全体計画</b>	<b>面積(ha)</b>	<b>面積(ha)</b>	<b>見直し</b>
中央処理区	1,770.0	1,656.9	R4.6.28
新田処理区	2,773.1	1,776.1	R5.3.28
西邑楽処理区	1,070.0	762.0	R4.3.28
佐波処理区	159.0	38.5	R4.3.28
<b>全体</b>	<b>5,772.1</b>	<b>4,233.5</b>	<b>▲1,538.6</b>

下水道全体計画につきましては、市街化調整区域を中心とした見直しを行い、**1,538.6ha**を**減少**させました。

今後につきましては、事業計画（認可）区域の汚水管渠の未普及地域の解消に努め、引き続き、管渠整備に係るコストが高く、長期化が懸念される区域については、集合処理から個別処理への転換を検討し、**適正な下水道全体計画区域への見直し**に取組みます。

	見直し前	見直し後	
<b>事業計画（認可）面積</b>	<b>面積(ha)</b>	<b>面積(ha)</b>	<b>見直し</b>
中央処理区	1,400.4	1,474.3	R4.6.28
新田処理区	783.6	792.1	R5.3.28
西邑楽処理区	341.0	341.0	
佐波処理区	38.5	38.5	
<b>全体</b>	<b>2,563.5</b>	<b>2,645.9</b>	<b>+82.4</b>

事業計画（認可）面積は市街化区域への編入に伴い、**82.4ha**を**増加**させました。



# 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

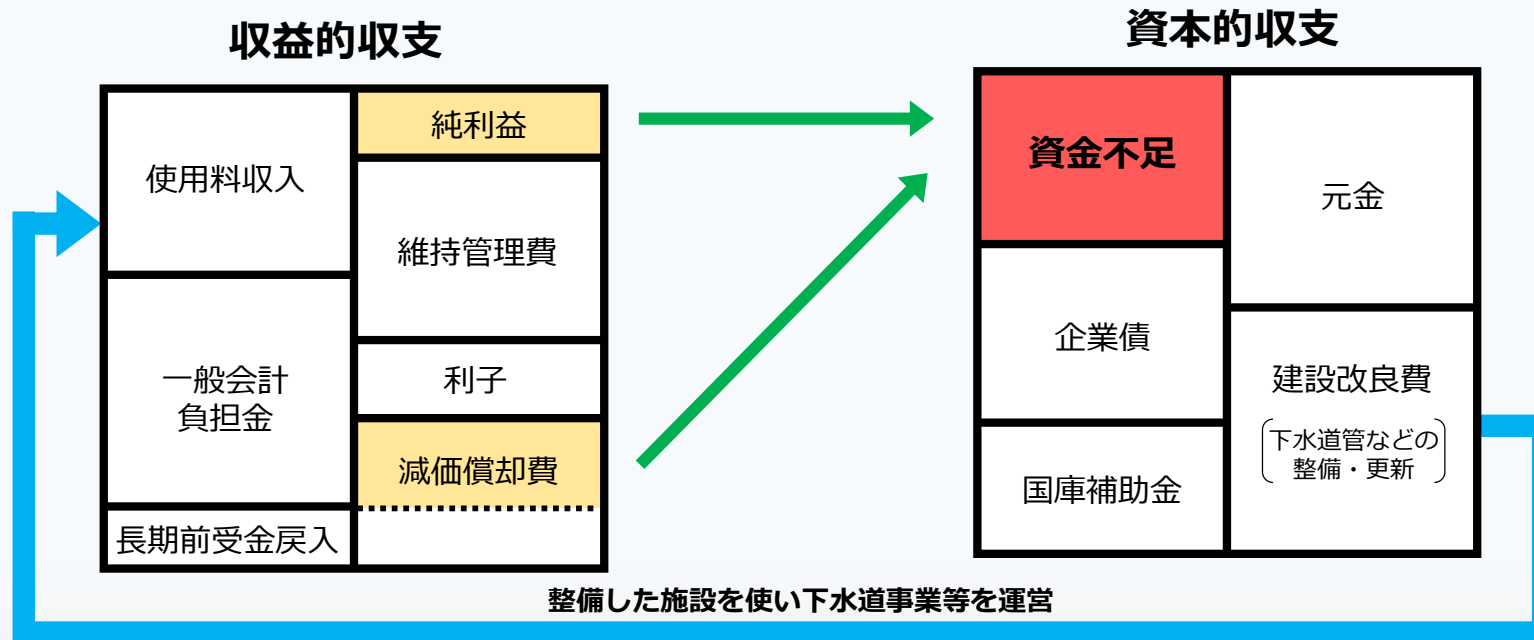
## 2：今後の財源についての考え方・検討状況

### ■ 下水道事業等の経営の仕組みを目指して

一般会計繰入金（補助金）の解消を進めるとともに、使用料収入を財源とした本来の純利益を確保し、汚水処理経費に充当させるだけでなく償還元金の返済にも内部留保資金（収益的収支における余ったお金）が充当できるように、使用料の改定に取り組む必要があります。

### 経営の仕組み

下水道事業は、借入金を財源として下水道施設を整備し、その施設の利用対価として使用料を得て、その収益を利用し、施設の更新や借入金の返済を行っていく。



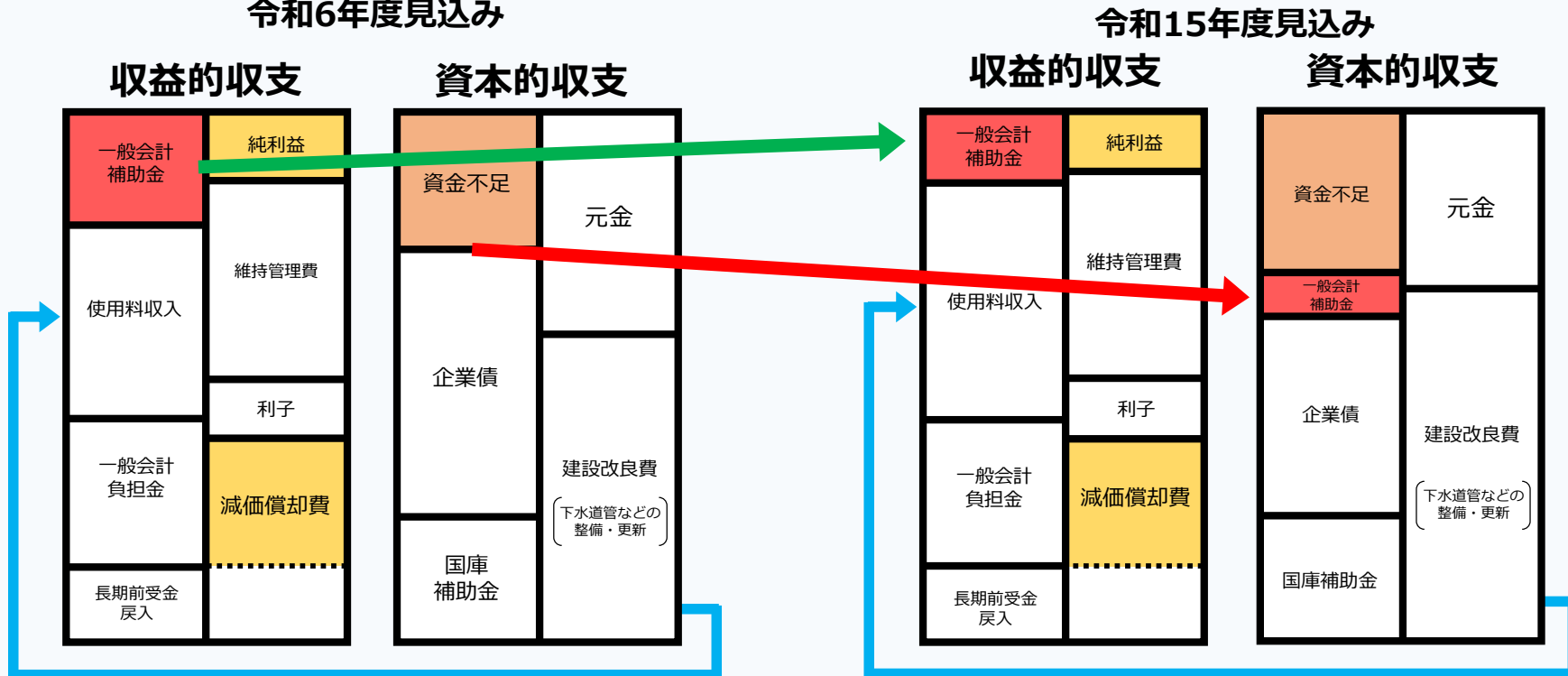
【収益的収支と資本的収支のイメージ図】



## 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### 2：今後の財源についての考え方・検討状況

- 下水道事業等の経営の仕組みを目指して  
令和6年度見込み



使用料の改定に伴い、**収益的収支の一般会計繰入金（補助金）**が減少となる一方、資本費平準化債の借入可能額の減少に伴い、**償還元金へ充てる資本的収支の一般会計繰入金（補助金）**が徐々に増えていくことが予想されます。

使用料単価を**150円/m<sup>3</sup>**とし経費回収率を**100%**としても、**本来の経営の仕組みを目指すには、さらなる使用料改定が必要**となります。



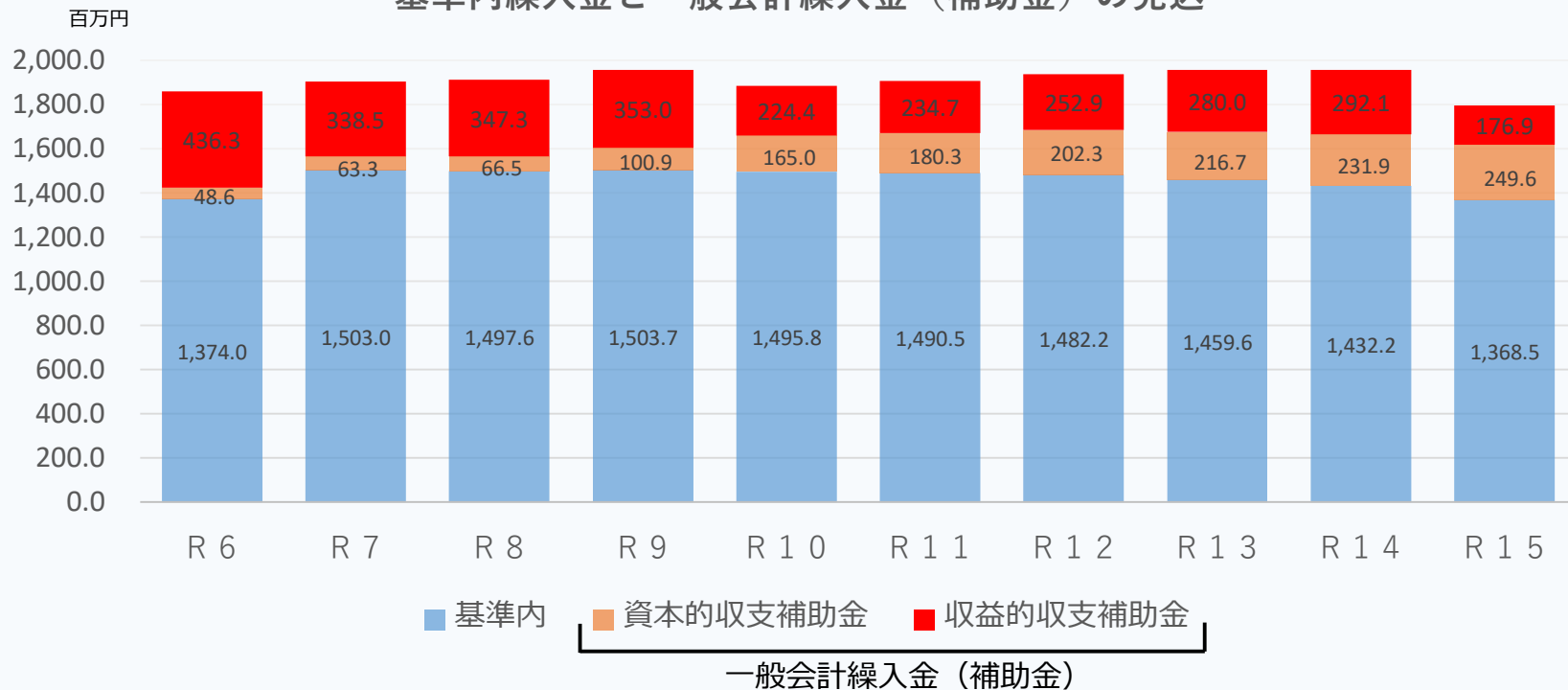


## 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### 2：今後の財源についての考え方・検討状況

#### ■ 下水道事業等の経営の仕組みを目指して

基準内繰入金と一般会計繰入金（補助金）の見込



使用料の改定に伴い、**収益的収支の一般会計繰入金（補助金）が減少**となる一方、資本費平準化債の借入可能額の減少に伴い、**資本的収支の一般会計繰入金（補助金）は増加**することが見込まれます。



## 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要 (P61~66)

### 3 : 投資以外の経費についての考え方・検討状況

#### ■ 合併処理浄化槽事業（市町村設置型）の個人譲渡へ向けた取り組みについて

太田市の戸別浄化槽事業は、太田市が設置主体となり、国庫補助を受けて浄化槽の整備を行う合併処理浄化槽事業（市町村設置型）として、平成18年度より整備を行っており、現在までに7地区を対象に設置をし、462基を管理しております。

生活排水及び生活基盤整備が早急に必要な地区として整備を進めてまいりましたが、その維持管理について、他事業の汚水処理原価と比較した場合、高額となっているため、平成30年度策定の経営戦略において、事業の見直しを行い、新規設置事業を中止するとともに、浄化槽を段階的に使用者に譲渡する計画としております。引き続き、現在実施している浄化槽補助金事業の内容について、国の補助制度の活用も視野に入れ検討をする等、使用者への譲渡に向けた取組を進めます。

#### ■ 他事業との汚水処理原価の比較

事業名	汚水処理原価
戸別浄化槽事業	449.2円
公共下水道事業	150.0円
特定環境保全公共下水道事業	157.1円
住宅団地汚水処理事業	124.4円
農業集落排水処理事業	165.9円

(令和4年度決算統計)

#### ■ 合併処理浄化槽（市町村設置型）の使用者への譲渡スケジュールについて

R6~R8

【調査・研究】  
譲渡条件等決定作業

R9~R11

【地区説明会】  
事業の終了と譲渡条件等を説明し、合意を得る作業

R12~R15

【使用者への譲渡】  
順次、譲渡に向けた作業を進める



## 第8章 財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### 3：投資以外の経費についての考え方・検討状況

#### ■投資の平準化に関する事項

特定の年度に投資額が集中することがないようできる限り投資の平準化を図ります。

#### ■動力費に関する事項

処理場及びポンプ場の管理については、既に民間事業者への包括業務委託により運営しているため、今後もD X化等による経費削減を図ります。

#### ■民間活力の活用に関する事項

P P P, P F I等、民間活力の活用の必要性について検討し、下水道等処理施設の運転管理や維持管理に加え、管渠の維持管理においても包括的民間委託の導入を検討します。

#### ■薬品費に関する事項

処理場及びポンプ場の管理については、既に民間事業者への包括業務委託により運営しているため、今後も単価の見直し、購入方法・計画の見直し等による経費削減を図ります。

#### ■資産活用による収入増加の取組

住宅団地汚水処理施設の公共下水道処理施設の接続後、将来にわたって活用する見込みのない事業用施設については、公営企業施設等整理債を活用して処分をし、その土地の売り払い収入を見込みます。

#### ■修繕費に関する事項

日常的な点検・修繕を、適正な規模の予算を確保し、確実に実施することにより、将来的な維持管理費の抑制と平準化に努めます。

#### ■職員給与費に関する事項

投資的経費については、新規から更新へ、さらに業務内容自体が投資から維持管理へと、変わりつつありますので、適切な職員配置に努めてまいります。

#### ■委託費に関する事項

処理場及びポンプ場の管理については、既に民間事業者への包括業務委託により運営しているため、今後も単価の見直し、購入方法・計画の見直し等による経費削減を図ります。

#### ■下水道資源の有効活用

地域でのエネルギー循環の実現に向け、下水道が有する資源・エネルギーの再生・利活用について、引き続き検討を進めます。



## 第9章 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

国土交通省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
改定時期			審議会の開催		★			審議会の開催		★
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	120	120	120	120	135	135	135	135	135	150
適正単価 (円/m <sup>3</sup> )	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
【業績目標】 経費回収率 (%)	80	80	80	80	90	90	90	90	90	100

### 試算 2 に基づく改定案

- ◆経費回収率 90%
- ◆単価 135円/m<sup>3</sup>

- ・基本使用料の導入
- ・大口以外の料金を増加する

### 試算 2 に基づく改定案

- ◆経費回収率 100%
- ◆単価 150円/m<sup>3</sup>

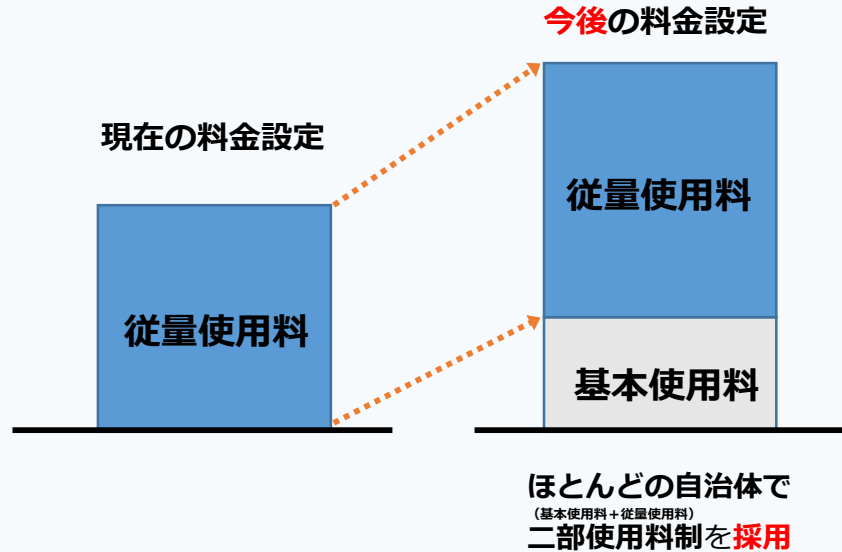
- ・基本使用料の導入
- ・大口以外の料金を増加する

将来の使用料収入確保に必要な投資を実施しながら、**経費回収率100%を目指す**と同時に、**一般会計繰入金（補助金）の削減**を目指します。

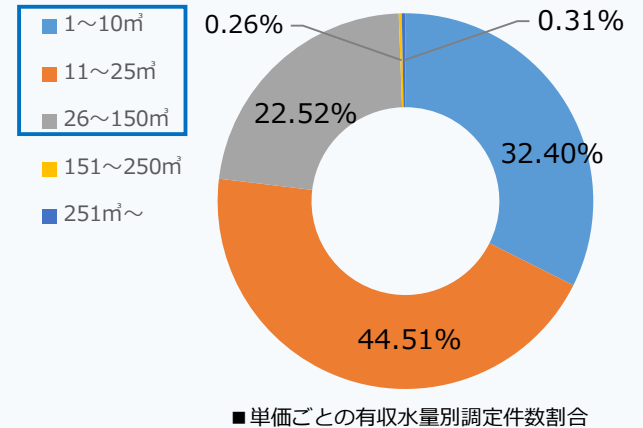


# 第9章 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

## ◆次期の下水道使用料改定にむけて



下水道使用料 (1ヶ月税抜き)		
用途	有収水量	使用料単価
一般用	基本使用料	—
	1~10m <sup>3</sup>	110円
	11~25m <sup>3</sup>	120円
	26~150m <sup>3</sup>	130円
	151~250m <sup>3</sup>	140円
従量使用料	251m <sup>3</sup> ~	150円



### ①基本使用料の必要性

下水道事業にかかる経費のうち、**固定費**（設備維持費・減価償却費・人件費等）が**9割**を占める。  
 使用料については、**将来の人口減少に伴う有収水量の減少**に伴い、**変動費**（従量使用料）が**減少**する一方で、**固定費**（基本使用料）は**減少の余地が小さい**ことから、**今後の料金設定は基本使用料の導入**を前提とする。

### ②大口以外の従量料金の引き上げの検討

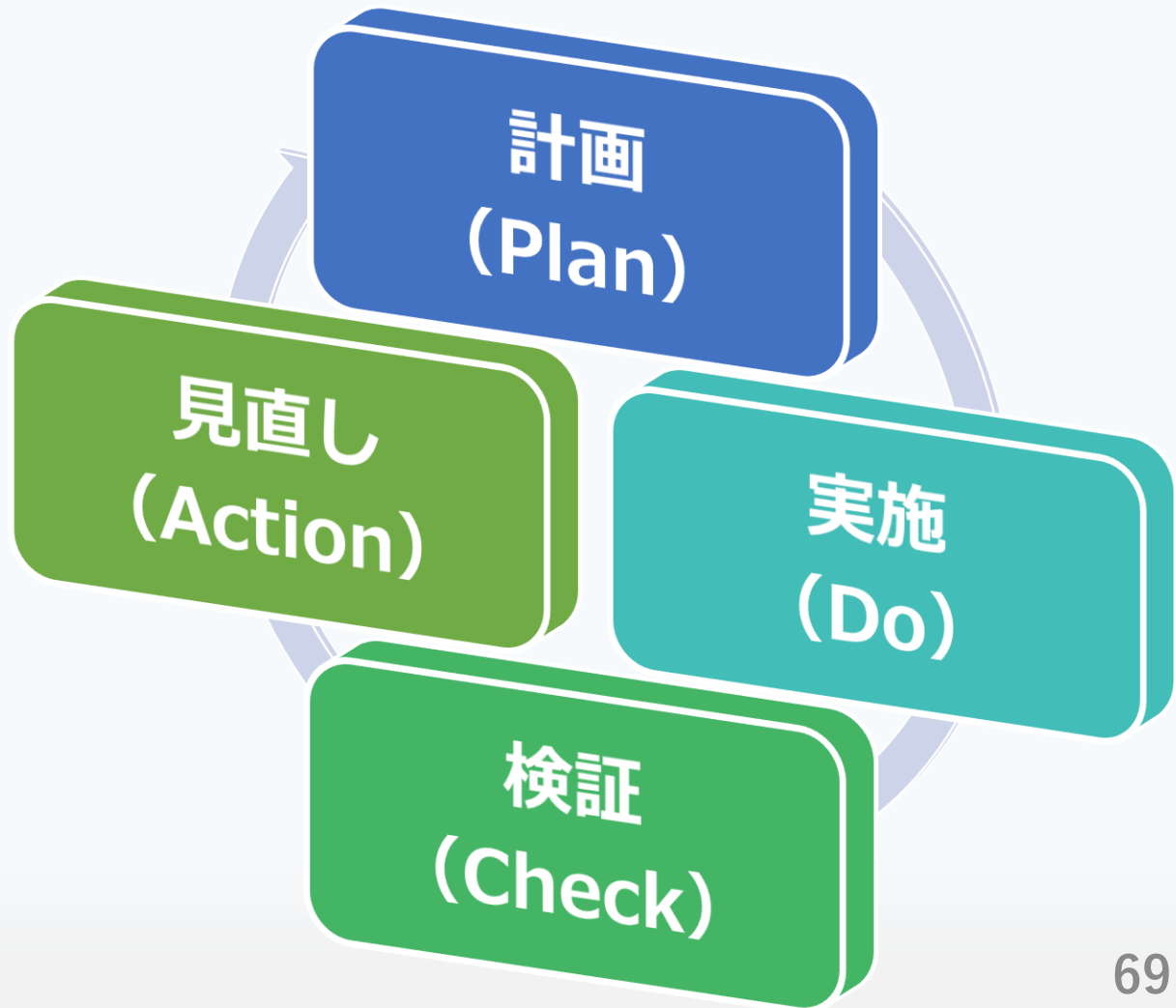
太田市内の有収水量別調定割合は、**1~150m<sup>3</sup>**の使用料単価**110円~130円**の従量価格帯の利用者が**約99%**を占める。そのため、経費回収のための従量使用料増加は、**この価格帯の単価を全体的に引き上げる必要がある**。



## 第10章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証については、**PDCAサイクル**により評価・検証を行い、**5年ごと**に見直しを行うこととします。

また、本計画と実績との乖離が著しい場合や、方針や施策の大幅な変更により修正が必要な場合は随時見直しを行うこととします。





# 太田市下水道事業等経営戦略

## 投資・財政計画

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 住宅団地汚水処理事業
- (4) 農業集落排水事業
- (5) 戸別浄化槽事業



# 投資・財政計画

## (1) 公共下水道事業 収益的収入及び支出

(単位：千円，税抜)

区 分		年 度	前々年度 ( 決 算 )	前年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		951,215	974,386	1,124,783	1,147,992	1,140,664	1,164,904	1,288,531	1,279,784	1,271,597	1,262,980	1,253,307	1,369,548	
	(1) 料 金 収 入		826,329	866,121	1,009,669	1,024,491	1,017,278	1,040,209	1,162,940	1,154,268	1,145,548	1,136,004	1,126,418	1,242,152	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他		124,886	108,265	115,114	123,501	123,386	124,695	125,591	125,516	126,049	126,976	126,889	127,396	
	2. 営 業 外 収 益		2,127,876	2,098,459	1,943,700	1,964,797	1,978,492	1,986,760	1,855,463	1,870,691	1,900,212	1,931,316	1,952,619	1,869,156	
	(1) 補 助 金		1,229,249	1,203,617	1,064,780	1,094,229	1,104,025	1,109,368	995,002	1,007,321	1,031,660	1,060,592	1,074,522	980,500	
	他 会 計 負 担 金		807,222	763,879	794,915	915,072	919,099	927,843	924,681	930,026	939,482	946,999	953,338	968,735	
	他 会 計 補 助 金		422,027	439,738	269,865	179,157	184,926	181,525	70,321	77,295	92,178	113,593	121,184	117,655	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		897,768	894,778	878,856	870,503	874,403	877,327	860,397	863,306	868,488	870,661	878,033	888,592	
	(3) そ の 他		859	64	64	65	64	64	64	64	64	63	64	64	
	収 入 計 (C)		3,079,091	3,072,845	3,068,483	3,112,789	3,119,156	3,151,664	3,143,994	3,150,475	3,171,809	3,194,296	3,205,926	3,238,704	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		2,706,390	2,764,632	2,772,009	2,813,200	2,819,208	2,847,390	2,835,516	2,839,395	2,855,909	2,874,064	2,882,730	2,912,403
		(1) 職 員 給 与 費		56,183	57,291	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867	61,867
		雇 員 退 職 給 付 費		31,594	30,205	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425	30,425
そ の 他			24,589	27,086	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	31,442	
(2) 経 費			1,005,084	1,046,871	1,067,719	1,094,551	1,092,702	1,111,842	1,124,432	1,122,411	1,129,115	1,142,126	1,139,801	1,146,670	
動 力 費			521,930	395,238	381,715	396,792	397,973	399,167	414,975	416,193	417,423	433,998	435,252	436,519	
修 繕 費			89,286	84,522	83,195	74,772	74,772	74,772	74,772	74,772	74,772	74,772	74,772	74,772	
材 料 費															
そ の 他			393,868	567,111	602,809	622,987	619,957	637,903	634,685	631,446	636,920	633,356	629,777	635,379	
(3) 減 価 償 却 費			1,645,123	1,660,470	1,642,423	1,656,782	1,664,639	1,673,681	1,649,217	1,655,117	1,664,927	1,670,071	1,681,062	1,703,866	
2. 営 業 外 費 用			333,120	318,212	305,128	299,589	299,948	304,274	308,478	311,080	315,900	320,232	323,196	326,301	
(1) 支 払 利 息			307,380	295,437	293,064	287,525	287,884	292,210	296,414	299,016	303,836	308,168	311,132	314,237	
(2) そ の 他			25,740	22,775	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	12,064	
支 出 計 (D)			3,039,510	3,082,844	3,077,137	3,112,789	3,119,156	3,151,664	3,143,994	3,150,475	3,171,809	3,194,296	3,205,926	3,238,704	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			39,581	△ 9,999	△ 8,654										
特 別 利 益 (F)		13	1	1											
特 別 損 失 (G)		448	2	2											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 435	△ 1	△ 1											
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		39,146	△ 10,000	△ 8,655											
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		135,873	125,873	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218	117,218		
流 動 資 産 (J)	資 産		815,742	835,434	963,249	982,974	976,746	997,347	1,102,411	1,094,977	1,088,020	1,080,696	1,072,477	1,171,263	
	うち 未 収 金		361,583	370,334	427,132	435,897	433,129	442,284	1,488,972	485,668	482,577	479,322	475,670	519,568	
	流 動 負 債 (K)		1,806,235	1,823,142	1,877,537	1,931,160	1,917,720	1,930,031	1,920,110	1,878,744	1,779,787	1,643,860	1,581,427	1,520,515	
流 動 負 債 (K)	うち 建 設 改 良 費 分		1,451,324	1,465,106	1,508,819	1,551,912	1,541,112	1,551,006	1,543,034	1,509,792	1,430,269	1,321,036	1,270,864	1,221,914	
	うち 一 時 借 入 金														
	うち 未 払 金		334,409	336,845	341,204	349,734	346,001	348,142	345,145	337,629	319,575	299,078	287,337	275,990	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		951,215	974,386	1,124,783	1,147,992	1,140,664	1,164,904	1,288,531	1,279,784	1,271,597	1,262,980	1,253,307	1,369,548		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 額 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )															



# 投資・財政計画

## (1) 公共下水道事業 資本的収入及び支出

(単位：千円、税込)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	1,380,800	1,489,700	1,282,800	1,259,100	1,386,700	1,354,100	1,260,900	1,339,400	1,274,100	1,164,300	1,087,100	978,400
	うち資本費平準化債	248,400	291,000	299,700	298,700	339,100	287,900	283,600	259,000	206,600	106,500		
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	73,763	34,314	27,126	56,838	51,581	86,534	121,871	137,919	161,523	204,627	220,546	241,595
	4. 他会計負担金	230,852	231,210	243,042	254,940	258,864	267,382	272,359	265,724	250,610	229,960	204,800	126,589
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	302,184	261,790	136,840	381,367	470,272	345,772	277,772	369,272	380,975	368,400	399,100	448,775
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	114,574	55,843	46,922	28,257	27,823	35,403	34,085	34,085	34,085	34,085	34,085	20,135
	9. その他		80	80									
計 (A)	2,102,173	2,072,937	1,736,810	1,980,502	2,195,240	2,089,191	1,966,987	2,146,400	2,101,293	2,001,372	1,945,631	1,815,494	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	93,100												
純計 (A)-(B) (C)	2,009,073	2,072,937	1,736,810	1,980,502	2,195,240	2,089,191	1,966,987	2,146,400	2,101,293	2,001,372	1,945,631	1,815,494	
資本的支出	1. 建設改良費	1,535,144	1,497,722	1,149,557	1,318,870	1,504,190	1,422,780	1,277,430	1,478,430	1,469,430	1,454,430	1,514,430	1,441,430
	うち職員給与費	55,346	71,107	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042	74,042
	2. 企業債償還金	1,399,972	1,451,324	1,465,106	1,508,819	1,551,912	1,541,112	1,551,006	1,543,034	1,509,792	1,430,269	1,321,036	1,270,864
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他	2,486	1,000	1,000										
計 (D)	2,937,602	2,950,046	2,615,663	2,827,689	3,056,102	2,963,892	2,828,436	3,021,464	2,979,222	2,884,699	2,835,466	2,712,294	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	928,529	877,109	878,853	847,187	860,862	874,701	861,449	875,064	877,929	883,327	889,835	896,800	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	737,218	785,249	808,030	784,917	789,935	800,875	794,724	798,129	801,718	806,542	809,418	823,263
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金	104,640											
	4. その他	86,671	91,860	70,823	62,270	70,927	73,826	66,725	76,935	76,211	76,785	80,417	73,537
計 (F)	928,529	877,109	878,853	847,187	860,862	874,701	861,449	875,064	877,929	883,327	889,835	896,800	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	22,408,586	22,446,962	22,628,460	22,378,741	22,295,723	22,108,711	21,818,605	21,614,971	21,379,279	21,113,310	20,879,374	20,586,910	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		1,354,135	1,311,882	1,179,894	1,217,730	1,227,411	1,234,063	1,120,593	1,132,837	1,157,709	1,187,568	1,201,411	1,107,896
	うち基準内繰入金	932,108	872,144	910,029	1,038,573	1,042,485	1,052,538	1,050,272	1,055,542	1,065,531	1,073,975	1,080,227	1,096,131
	うち基準外繰入金	422,027	439,738	269,865	179,157	184,926	181,525	70,321	77,295	92,178	113,593	121,184	11,765
資本的収支分		304,615	265,524	270,168	311,778	310,445	353,916	394,230	403,643	412,133	434,587	425,346	368,184
	うち基準内繰入金	230,852	231,210	243,042	254,940	258,864	267,382	272,359	265,724	250,610	229,960	204,800	126,589
	うち基準外繰入金	73,763	34,314	27,126	56,838	51,581	86,534	121,871	137,919	161,523	204,627	220,546	241,595
合計	1,658,750	1,577,406	1,450,062	1,529,508	1,537,856	1,587,979	1,514,823	1,536,480	1,569,842	1,622,155	1,626,757	1,476,080	



# 投資・財政計画

## (2) 特定環境保全公共下水道事業 収益的収入及び支出

(単位：千円，税抜)

区 分		年 度	前々年度 ( 決 算 )	前年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	
	(1) 料 金 収 入		10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他														
	2. 営 業 外 収 益		52,126	37,946	37,407	36,994	36,709	36,461	36,231	36,009	35,782	35,550	35,321	35,114	
	(1) 補 助 金		37,596	23,416	22,877	22,464	22,179	21,931	21,701	21,479	21,252	21,020	20,791	20,584	
	他 会 計 負 担 金		14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	
	他 会 計 補 助 金		23,028	8,848	8,309	7,896	7,611	7,363	7,133	6,911	6,684	6,452	6,223	6,016	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	14,530	
	(3) そ の 他														
	収 入 計 (C)		62,704	48,524	47,985	47,572	47,287	47,039	46,809	46,587	46,360	46,128	45,899	45,692	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988	44,988
		(1) 職 員 給 与 費		5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306	5,306
		基 本 給 付 費		2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
そ の 他			2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	
(2) 経 費			14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	14,973	
動 力 費			13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	13,441	
修 繕 費			1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	1,442	
材 料 費															
そ の 他			90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
(3) 減 価 償 却 費			24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	24,709	
2. 営 業 外 費 用			4,197	3,536	2,997	2,584	2,299	2,051	1,821	1,599	1,372	1,140	911	704	
(1) 支 払 利 息			4,197	3,536	2,997	2,584	2,299	2,051	1,821	1,599	1,372	1,140	911	704	
(2) そ の 他															
支 出 計 (D)			49,185	48,524	47,985	47,572	47,287	47,039	46,809	46,587	46,360	46,128	45,899	45,692	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			13,519												
特 別 損 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		13,519													
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	64,011	
流 動 資 産 (J)	資 産 (J)		1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	
	うち 未 収 金		1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	
	うち 建設改良費分		20,311	17,680	13,540	12,272	11,477	10,946	11,168	11,395	11,567	10,616	9,016	8,020	
	うち 一時借入金														
流 動 負 債 (K)	負 債 (K)		21,122	18,059	13,830	12,535	11,723	11,181	11,408	11,640	11,816	10,845	9,210	8,193	
	うち 未 払 金		379	379	290	263	246	235	240	245	249	229	194	173	
	うち 建設改良費分														
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	10,578	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 健 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )															



# 投資・財政計画

## (2) 特定環境保全公共下水道事業 資本的収入及び支出

(単位：千円、税込)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415
	9. その他												
計 (A)	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	
資本的支出	1. 建設改良費	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204	3,204
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	23,218	20,311	17,680	13,540	12,272	11,477	10,946	11,168	11,395	11,567	10,616	9,016
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他													
計 (D)	26,422	23,515	20,884	16,744	15,476	14,681	14,150	14,372	14,599	14,771	13,820	12,220	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)	23,218	20,311	17,680	13,540	12,272	11,477	10,946	11,168	11,395	11,567	10,616	9,016	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	23,715	20,311	17,680	13,540	12,272	11,477	10,946	11,168	11,395	11,567	10,616	9,016
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	△ 497											
計 (F)	23,218	20,311	17,680	13,540	12,272	11,477	10,946	11,168	11,395	11,567	10,616	9,016	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	168,998	148,687	131,007	117,467	105,195	93,718	82,772	71,604	60,209	48,642	38,026	29,010	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		37,596	23,416	22,877	22,464	22,179	21,931	21,701	21,479	21,252	21,020	20,791	20,584
	うち基準内繰入金	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568	14,568
	うち基準外繰入金	23,028	8,848	8,309	7,896	7,611	7,363	7,133	6,911	6,684	6,452	6,223	6,016
資本的収支分		2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789	2,789
合 計		40,385	26,205	25,666	25,253	24,968	24,720	24,490	24,268	24,041	23,809	23,580	23,373



# 投資・財政計画

## (3) 住宅団地汚水処理事業 収益的収入及び支出

(単位：千円，税抜)

区 分		年 度	前々年度 ( 決 算 )	前年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	100,150	80,990	90,259	93,009	91,113	63,989	70,519	69,079	67,668	66,241	64,842	70,525	
	(1) 料 金 収 入	100,150	80,990	90,259	93,009	91,113	63,989	70,519	69,079	67,668	66,241	64,842	70,525	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他													
	2. 営 業 外 収 益	81,651	114,135	115,896	95,523	111,854	98,748	94,547	97,077	99,591	103,404	99,070	103,816	
	(1) 補 助 金	33,676	66,160	67,921	56,079	58,625	67,136	62,935	65,465	67,979	71,792	75,458	82,956	
	他 会 計 負 担 金		20	40										
	他 会 計 補 助 金	33,676	66,140	67,881	56,079	58,625	67,136	62,935	65,465	67,979	71,792	75,458	82,956	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	47,882	47,883	47,883	39,352	53,137	31,520	31,520	31,520	31,520	31,520	23,520	20,768	
	(3) そ の 他	93	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	
	収 入 の 計 (C)	181,801	195,125	206,155	188,532	202,967	162,737	165,066	166,156	167,259	169,645	163,912	174,341	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	168,503	186,667	197,732	182,431	349,806	155,393	156,921	157,211	157,523	159,149	152,088	155,820
		(1) 職 員 給 与 費	8,907	6,906	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576	9,576
		雇 員 退 職 給 付 費	5,029	4,541	4,561	4,561	4,561	4,561	4,561	4,561	4,561	4,561	4,561	
そ の 他		3,878	2,365	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015	5,015		
(2) 経 費		108,268	125,152	131,092	130,643	129,685	111,513	112,222	111,693	111,186	111,993	111,500	111,029	
動 力 費		69,540	52,452	57,122	58,652	58,987	59,325	60,925	61,270	61,619	63,292	63,647	64,007	
修 繕 費		2,300	2,386	4,451	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	3,477	
材 料 費														
そ の 他		36,428	70,314	69,519	68,514	67,221	48,711	47,820	46,946	46,090	45,224	44,376	43,545	
(3) 減 価 償 却 費		51,328	54,609	57,064	42,212	210,545	34,304	35,123	35,942	36,761	37,580	31,012	35,215	
2. 営 業 外 費 用		2,806	9,356	9,285	6,101	6,890	7,344	8,145	8,945	9,736	10,496	11,824	18,521	
(1) 支 払 利 息		380	4,340	4,340	1,156	1,945	2,399	3,200	4,000	4,791	5,551	6,879	13,576	
(2) そ の 他		2,426	5,016	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945	
支 出 の 計 (D)		171,309	196,023	207,017	188,532	356,696	162,737	165,066	166,156	167,259	169,645	163,912	174,341	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		10,492	△ 898	△ 862		△ 153,729								
特 別 利 益 (F)		1	1											
特 別 損 失 (G)	12	2	2											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 12	△ 1	△ 1											
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	10,480	△ 899	△ 863		△ 153,729									
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	38,495	37,596	36,733	36,733	△ 116,996									
流 動 資 産 (J)	261,200	211,229	235,403	242,575	237,630	166,890	183,920	180,164	176,484	172,762	169,113	183,935		
うち 未 収 金	18,733	15,149	16,883	17,397	17,042	11,969	13,190	12,921	12,657	12,390	12,128	13,191		
流 動 負 債 (K)	64,822	64,822	13,110	15,853	8,359	7,459	7,565	9,215	18,431	27,641	36,857	46,073		
うち 建 設 改 良 費 分	19,990	19,990	4,043	4,889				1,600	3,200	4,799	6,399	7,999		
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金	35,331	35,331	7,146	8,641	8,359	7,459	7,565	7,615	15,231	22,842	30,458	38,074		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	100,150	80,990	90,259	93,009	91,113	63,989	70,519	69,079	67,668	66,241	64,842	70,525		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )														





# 投資・財政計画

## (3) 住宅団地汚水処理事業 資本的収入及び支出

(単位：千円、税込)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債	180,000	135,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	70,000	340,000	40,000
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	8,528	5,192	10,643									
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	188,528	140,192	50,643	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	70,000	340,000	40,000
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	188,528	140,192	50,643	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	70,000	340,000	40,000
資本的支出	1. 建設改良費	200,475	135,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	70,000	340,000	40,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	19,990	19,990	19,990	4,043	4,889				1,600	3,200	4,799	6,399
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他		300	300									
計 (D)	220,465	155,290	60,290	44,043	44,889	40,000	40,000	40,000	41,600	73,200	344,799	46,399	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	31,937	15,098	9,647	4,043	4,889				1,600	3,200	4,799	6,399	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	12,387	3,297	6,420	861	1,886				1,600	3,200	4,799	6,399
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	19,550	11,801	3,227	3,182	3,003							
計 (F)	31,937	15,098	9,647	4,043	4,889				1,600	3,200	4,799	6,399	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	359,910	474,920	131,126	167,083	120,000	160,000	200,000	240,000	278,400	345,200	680,401	714,002	

○他会計繰入金

(単位：千円)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		33,676	66,160	67,921	56,079	58,625	67,136	62,935	65,465	67,979	71,792	75,458	82,956
	うち基準内繰入金		20	40									
	うち基準外繰入金	33,676	66,140	67,881	56,079	58,625	67,136	62,935	65,465	67,979	71,792	75,458	82,956
資本的収支分		8,528	5,192	10,643									
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	8,528	5,192	10,643									
合 計	42,204	71,352	78,564	56,079	58,625	67,136	62,935	65,465	67,979	71,792	75,458	82,956	



# 投資・財政計画

## (4) 農業集落排水事業 収益的収入及び支出

(単位：千円，税抜)

区 分		年 度	前々年度 ( 決 算 )	前年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	95,147	94,783	106,544	109,875	108,776	107,685	119,925	118,714	117,511	116,237	114,973	126,353	
	(1) 料 金 収 入	95,147	94,783	106,544	109,875	108,776	107,685	119,925	118,714	117,511	116,237	114,973	126,353	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他													
	2. 営 業 外 収 益	424,951	428,366	427,756	415,640	400,041	385,933	375,644	374,294	371,883	372,035	374,939	361,428	
	(1) 補 助 金	225,946	228,806	228,834	214,979	205,575	197,143	185,351	183,763	181,904	182,344	185,226	173,079	
	他 会 計 負 担 金	167,621	164,072	162,336	150,436	140,066	130,665	130,095	127,398	124,427	122,532	124,263	123,598	
	他 会 計 補 助 金	58,325	64,734	66,498	64,543	65,509	66,478	55,256	56,365	57,477	59,812	60,963	49,481	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	198,228	197,652	197,014	198,753	192,558	186,882	188,385	188,623	188,071	187,783	187,805	186,441	
	(3) そ の 他	777	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	1,908	
	収 入 計 (C)	520,098	523,149	534,300	525,515	508,817	493,618	495,569	493,008	489,394	488,272	489,912	487,781	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	468,112	485,140	502,027	487,493	474,025	461,360	464,253	464,252	463,097	464,288	466,465	465,995
		(1) 職 員 給 与 費	3,328	4,549	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616	4,616
		雇 員 退 職 給 付 費	2,376	2,512	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573	2,573
そ の 他		952	2,037	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	2,043	
(2) 経 費		147,742	163,223	175,885	167,936	167,801	167,677	168,711	168,607	168,515	169,592	169,477	169,374	
動 力 費		85,969	69,342	78,433	80,092	80,663	81,240	82,971	83,559	84,154	85,959	86,566	87,179	
修 繕 費		9,000	15,090	21,674	8,705	8,705	8,705	8,705	8,705	8,705	8,705	8,705	8,705	
材 料 費														
そ の 他		52,773	78,791	75,778	79,139	78,433	77,732	77,035	76,343	75,656	74,928	74,206	73,490	
(3) 減 価 償 却 費		317,042	317,368	321,526	314,941	301,608	289,067	290,926	291,029	289,966	290,080	292,372	292,005	
2. 営 業 外 費 用		51,280	48,418	41,598	38,022	34,792	32,258	31,316	28,756	26,297	23,984	23,447	21,786	
(1) 支 払 利 息		46,061	42,173	35,147	31,571	28,341	25,807	24,865	22,305	19,846	17,533	16,996	15,335	
(2) そ の 他		5,219	6,245	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451	
支 出 計 (D)		519,392	533,558	543,625	525,515	508,817	493,618	495,569	493,008	489,394	488,272	489,912	487,781	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		706	△ 10,409	△ 9,325										
特 別 利 益 (F)	91	1	1											
特 別 損 失 (G)	142	2	2											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 51	△ 1	△ 1											
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	655	△ 10,410	△ 9,326											
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	57,651	47,241	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915	37,915		
流 動 資 産 (J)	248,128	247,179	277,850	286,536	283,671	280,825	312,746	309,588	306,451	303,129	299,833	329,510		
流 動 負 債 (K)	58,493	58,269	65,499	67,547	66,872	66,201	73,726	72,982	72,242	71,459	70,682	77,678		
うち 未 収 金														
うち 建設 改 良 費 分	365,115	326,564	303,999	279,763	266,033	247,867	240,444	208,888	182,991	155,112	143,162	127,469		
うち 一 時 借 入 金	260,020	232,565	216,495	199,235	189,457	176,520	171,234	148,761	130,318	110,464	101,958	90,778		
うち 未 払 金	23,971	21,440	19,959	18,368	17,467	16,274	15,787	13,715	12,015	10,184	9,399	8,368		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	95,147	94,783	106,544	109,875	108,776	107,685	119,925	118,714	117,511	116,237	114,973	126,353		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 比 率 ( (L) / (M) × 100 )														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )														



# 投資・財政計画

## (4) 農業集落排水事業 資本的収入及び支出

(単位：千円、税込)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区分		(決算)	(決算見込)											
資本的収入	1. 企業債	170,500	92,800	72,800	64,400	51,000	114,100	20,300	15,000		75,000			
	うち資本費平準化債	147,700	92,800	72,800	64,400	51,000	39,100	20,300	15,000					
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	156	2,644	6,349	1,513	9,831	9,159	37,751	36,878	35,169	6,324	5,489	2,029	
	4. 他会計負担金	38,270	34,860	35,154	35,830	33,048	30,161	20,202	19,103	19,103	10,763	644	44	
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	63,000	7,370	1,650		2,500	79,000	2,500		6,500	77,500		2,500	
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	1,514	10,000											
	9. その他													
計 (A)	273,440	147,674	115,953	101,743	96,379	232,420	80,753	70,981	60,772	169,587	6,133	4,573		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	40,175													
純計 (A)-(B) (C)	233,265	147,674	115,953	101,743	96,379	232,420	80,753	70,981	60,772	169,587	6,133	4,573		
資本的支出	1. 建設改良費	19,877	7,370	7,900		5,000	158,000	5,000		13,000	155,000		5,000	
	うち職員給与費													
	2. 企業債償還金	304,850	260,020	232,565	216,495	199,235	189,457	176,520	171,234	148,761	130,318	110,464	101,958	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. その他		300	300										
計 (D)	324,727	267,690	240,765	216,495	204,235	347,457	181,520	171,234	161,761	285,318	110,464	106,958		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(D)-(C)	91,462	120,016	124,812	114,752	107,856	115,037	100,767	100,253	100,989	115,731	104,331	102,385		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	95,883	123,664	125,690	116,188	109,050	102,185	102,541	102,406	101,895	102,297	104,567	102,010	
	2. 利益剰余金処分量													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	△ 4,421	△ 3,648	△ 878	△ 1,436	△ 1,194	12,852	△ 1,774	△ 2,153	△ 906	13,434	△ 236	375	
計 (F)	91,462	120,016	124,812	114,752	107,856	115,037	100,767	100,253	100,989	115,731	104,331	102,385		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	2,377,906	2,210,686	2,050,921	1,898,826	1,750,591	1,675,234	1,519,014	1,362,780	1,214,019	1,158,701	1,048,237	946,279		

○他会計繰入金

(単位：千円)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支	収益的収支	225,946	228,806	228,834	214,979	205,575	197,143	185,351	183,763	181,904	182,344	185,226	173,079
	うち基準内繰入金	167,621	164,072	162,336	150,436	140,066	130,665	130,095	127,398	124,427	122,532	124,263	123,598
	うち基準外繰入金	58,325	64,734	66,498	64,543	65,509	66,478	55,256	56,365	57,477	59,812	60,963	49,481
資本的収支	資本的収支	38,426	37,504	41,503	37,343	42,879	39,320	57,953	55,981	54,272	17,087	6,133	2,073
	うち基準内繰入金	38,270	34,860	35,154	35,830	33,048	30,161	20,202	19,103	19,103	10,763	644	44
	うち基準外繰入金	156	2,644	6,349	1,513	9,831	9,159	37,751	36,878	35,169	6,324	5,489	2,029
合 計	264,372	266,310	270,337	252,322	248,454	236,463	243,304	239,744	236,176	199,431	191,359	175,152	



# 投資・財政計画

## (5) 戸別浄化槽事業 収益的収入及び支出

(単位：千円，税抜)

区 分		年 度	前々年度 ( 決 算 )	前年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	10,529	10,283	11,628	12,176	12,113	12,051	13,487	13,417	13,348	13,270	13,192	14,571	
	(1) 料 金 収 入	10,529	10,283	11,628	12,176	12,113	12,051	13,487	13,417	13,348	13,270	13,192	14,571	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他													
	2. 営 業 外 収 益	62,011	56,337	51,857	58,722	58,436	58,123	56,340	56,010	55,527	55,148	54,749	52,819	
	(1) 補 助 金	42,646	36,997	32,555	39,459	39,179	38,897	37,115	36,837	36,557	36,258	35,955	34,194	
	他 会 計 負 担 金	9,056	7,489	8,805	8,676	8,543	8,408	8,270	8,130	7,988	7,844	7,696	7,545	
	他 会 計 補 助 金	33,590	29,508	23,750	30,783	30,636	30,489	28,845	28,707	28,569	28,414	28,259	26,649	
	そ の 他 補 助 金													
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	19,365	19,340	19,302	19,263	19,257	19,226	19,225	19,173	18,970	18,890	18,794	18,625	
	(3) そ の 他													
	収 入 計 (C)	72,540	66,620	63,485	70,898	70,549	70,174	69,827	69,427	68,875	68,418	67,941	67,390	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	69,837	66,439	66,267	66,561	66,346	66,108	65,900	65,641	65,233	64,923	64,596	64,197
		(1) 職 員 給 与 費	6,993											
		雇 員 退 職 給 付 費	4,633											
そ の 他		2,360												
(2) 経 費		36,981	40,604	40,469	40,800	40,590	40,381	40,173	39,965	39,758	39,525	39,292	39,061	
動 力 費														
修 繕 費		62	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	2,955	
材 料 費														
そ の 他		36,919	37,649	37,514	37,845	37,635	37,426	37,218	37,010	36,803	36,570	36,337	36,106	
(3) 減 価 償 却 費		25,863	25,835	25,798	25,761	25,756	25,727	25,727	25,676	25,475	25,398	25,304	25,136	
2. 営 業 外 費 用		5,416	4,987	4,468	4,337	4,203	4,066	3,927	3,786	3,642	3,495	3,345	3,193	
(1) 支 払 利 息		2,558	2,436	2,309	2,178	2,044	1,907	1,768	1,627	1,483	1,336	1,186	1,034	
(2) そ の 他		2,858	2,551	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	2,159	
支 出 計 (D)		75,253	71,426	70,735	70,898	70,549	70,174	69,827	69,427	68,875	68,418	67,941	67,390	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 2,713	△ 4,806	△ 7,250										
特 別 利 益 (F)	1	1	1											
特 別 損 失 (G)	2	1	1											
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 2													
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	△ 2,715	△ 4,806	△ 7,250											
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	13,044	8,238	988	988	988	988	988	988	988	988	988	988	988	
流 動 資 産 (J)	122,469	119,608	135,253	141,625	140,896	140,170	156,876	156,062	155,259	154,352	153,445	169,485		
	うち 未 収 金	2,038	1,990	2,250	2,356	2,344	2,323	2,610	2,596	2,583	2,568	2,553	2,820	
	流 動 負 債 (K)	17,439	18,963	20,244	20,533	20,827	21,130	21,435	21,749	22,066	22,392	22,723	23,063	
		うち 建 設 改 良 費 分	7,542	8,201	8,755	8,880	9,007	9,138	9,270	9,406	9,543	9,684	9,827	9,974
うち 一 時 借 入 金														
うち 未 払 金	5,930	6,448	6,884	6,982	7,082	7,185	7,289	7,396	7,504	7,615	7,728	7,844		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	10,529	10,283	11,628	12,176	12,113	12,051	13,487	13,417	13,348	13,270	13,192	14,571		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )														



# 投資・財政計画

## (5) 戸別浄化槽事業 資本的収入及び支出

(単位：千円、税込)

年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金	476	1,047	1,705	2,174	2,293	2,413	2,539	2,665	2,794	2,923	3,057	3,193
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	476	1,047	1,705	2,174	2,293	2,413	2,539	2,665	2,794	2,923	3,057	3,193	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	476	1,047	1,705	2,174	2,293	2,413	2,539	2,665	2,794	2,923	3,057	3,193	
資本的支出	1. 建設改良費												
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	6,974	7,542	8,201	8,755	8,880	9,007	9,138	9,270	9,406	9,543	9,684	9,827
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他		500	500										
計 (D)	6,974	8,042	8,701	8,755	8,880	9,007	9,138	9,270	9,406	9,543	9,684	9,827	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	6,498	6,995	6,996	6,581	6,587	6,594	6,599	6,605	6,612	6,620	6,627	6,634	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	6,552	7,090	7,062	6,665	6,675	6,687	6,697	6,708	6,719	6,732	6,745	6,757
	2. 利益剰余金処分量												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	△ 54	△ 95	△ 66	△ 84	△ 88	△ 93	△ 98	△ 103	△ 107	△ 112	△ 118	△ 123
計 (F)	6,498	6,995	6,996	6,581	6,587	6,594	6,599	6,605	6,612	6,620	6,627	6,634	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	166,411	158,869	150,668	141,913	133,033	124,026	114,888	105,618	96,212	86,669	76,985	67,158	

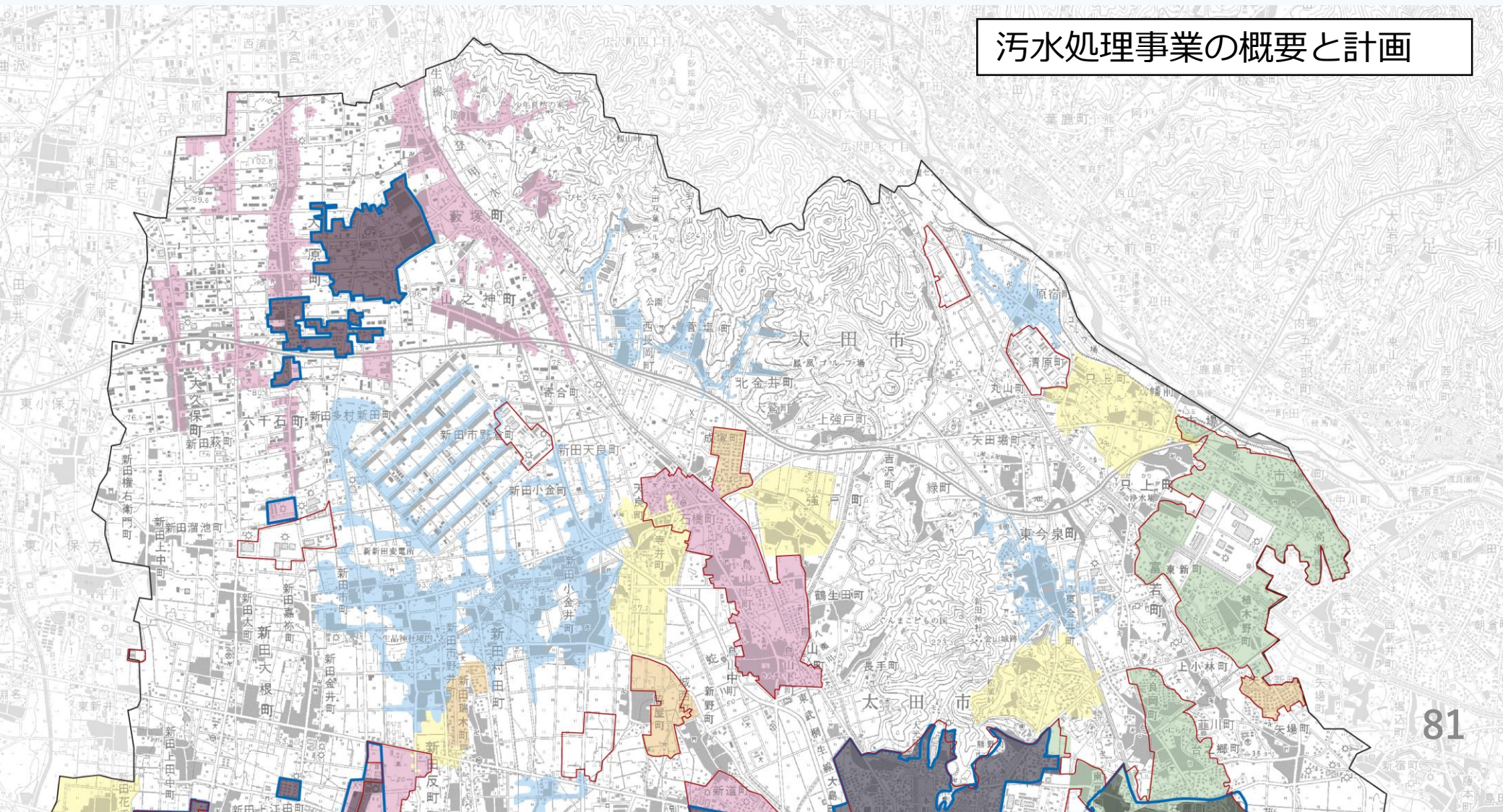
○他会計繰入金

(単位：千円)

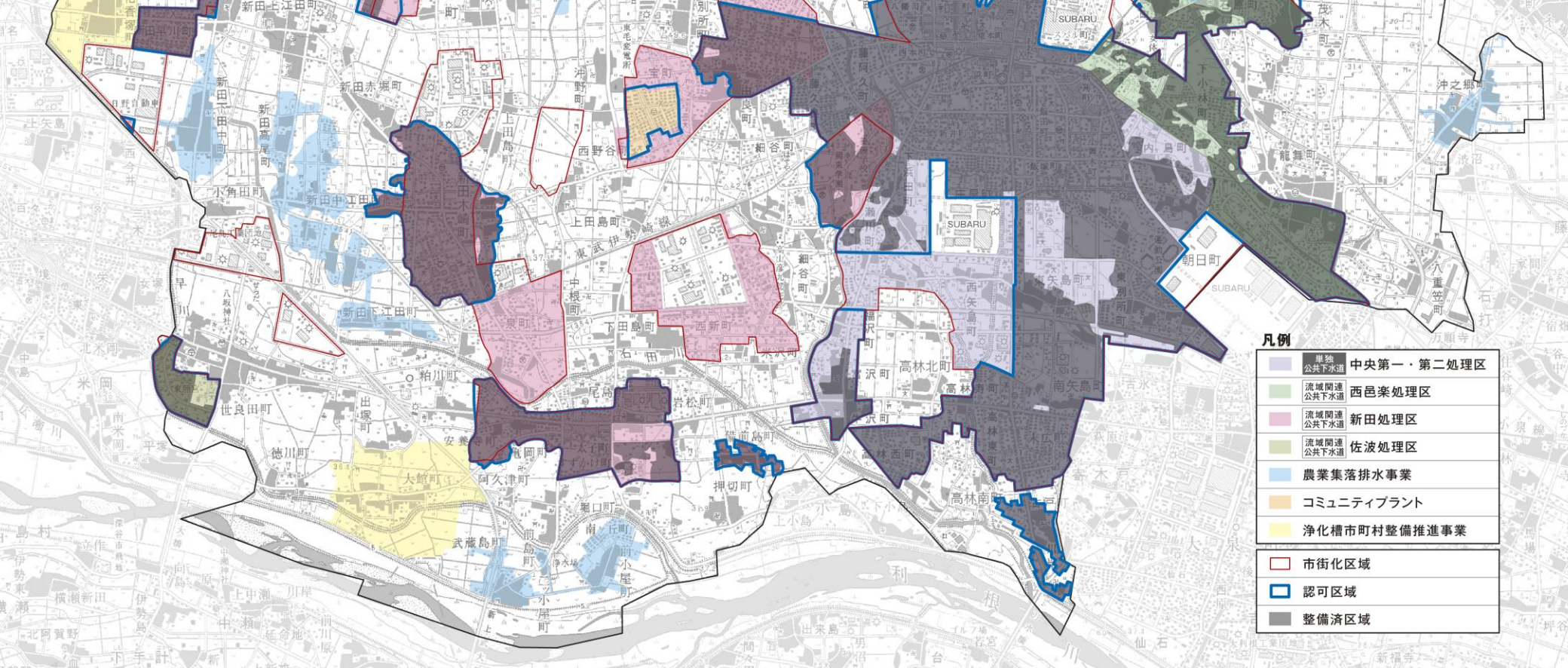
年度		前々年度	前年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		42,646	36,997	32,555	39,459	39,179	38,897	37,115	36,837	36,557	36,258	35,955	34,194
	うち基準内繰入金	9,056	7,489	8,805	8,676	8,543	8,408	8,270	8,130	7,988	7,844	7,696	7,545
	うち基準外繰入金	33,590	29,508	23,750	30,783	30,636	30,489	28,845	28,707	28,569	28,414	28,259	26,649
資本的収支分		476	1,047	1,705	2,174	2,293	2,413	2,539	2,665	2,794	2,923	3,057	3,193
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	476	1,047	1,705	2,174	2,293	2,413	2,539	2,665	2,794	2,923	3,057	3,193
合計		43,122	38,044	34,260	41,633	41,472	41,310	39,654	39,502	39,351	39,181	39,012	37,387



# 污水処理事業の概要と計画







**凡例**

単独 公共下水道	中央第一・第二処理区
流域関連 公共下水道	西邑楽処理区
流域関連 公共下水道	新田処理区
流域関連 公共下水道	佐波処理区
農業集落排水事業	
コミュニティプラント	
浄化槽市町村整備推進事業	
市街化区域	
認可区域	
整備済区域	

## 太田市下水道事業等経営戦略

策 定 平成31年3月

改 定 令和 6年3月

編集・発行 太田市都市政策部下水道課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1949 (直)

FAX 0276-47-1954

E-mail 031400@mx.city.ota.gunma.jp